

あきた

秋田市山王一丁目 1 番 1 号
発行所 秋田市総務部文書法制課
電話 018-888-5427

秋田市旭北錦町 3 番 50 号
印刷所 株式会社 三戸印刷所
電話 018-823-5351

目 次

条 例

- 秋田市職員給与条例の一部を改正する条例（第25号）…………… 2
- 秋田市市税条例等の一部を改正する条例（第26号）…………… 2
- 秋田市手数料条例の一部を改正する条例（第27号）…………… 6
- 秋田市国民健康保険条例の一部を改正する条例（第28号）… 6
- 秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（第29号）
…………… 7
- 秋田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（第30号）…………… 8
- 秋田市介護保険条例の一部を改正する条例（第31号）…………… 8
- 秋田市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（第32号）
…………… 8
- 秋田市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例（第33号）…………… 9
- 秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第34号）… 9
- 秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例（第35号）…………… 9
- 秋田市臨時診療所条例（第36号）…………… 9

規 則

- 秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則（第32号）
…………… 10
- 秋田市市税条例施行規則の一部を改正する規則（第33号）… 10
- 秋田市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則（第34号）
…………… 10
- 秋田市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則（第35号）
…………… 10

教 委 規 則

- 秋田市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則（第 2 号）
…………… 11

公 平 委 規 則

- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（第 2 号）
…………… 11

上 下 水 道 局 管 理 規 程

- 秋田市指定排水設備工事業者に関する規程の一部を改正する規
程（第 8 号）…………… 11

訓 令

- 秋田市公印規程の一部を改正する訓令（第 3 号）…………… 11

告 示

- 指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防
サービス事業者の廃止について（第167号）…………… 11
- 指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防
サービス事業者の指定について（第168号）…………… 12
- 秋田市職員録の販売および販売に係る収入金の徴収事務の委託
について（第169号）…………… 12
- 自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置
されていた自転車等の撤去および保管について（第170号）
…………… 12
- 平成31年度および令和 2 年度介護保険料納入通知書の公示送達
について（第171号）…………… 12
- 平成31年度分介護保険料督促状の公示送達について（第172号）
…………… 13
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について
（第173号）…………… 13
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の廃止に
ついて（第174号）…………… 13
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第175号）…………… 13
- 令和 2 年度軽自動車税（種別割）納税通知書の公示送達につい
て（第176号）…………… 13
- 令和元年度および令和 2 年度国民健康保険税納税通知書の公示
送達について（第177号）…………… 13
- 令和元年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税
額決定・変更通知書の公示送達について（第178号）…………… 13
- 令和 2 年度固定資産税納税通知書の公示送達について（第179
号）…………… 14
- 秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料の徴収事務の委託
について（第180号）…………… 14
- 地籍調査事業の実施について（第181号）…………… 14
- 介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の
指定、変更、廃止および再開について（第182号）…………… 14
- 医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の
変更について（第183号）…………… 14
- 医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者
の廃止について（第184号）…………… 15
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第185号）…………… 15
- 秋田市立千秋美術館企画展覧会の前売観覧券の販売および前売
観覧券販売に係る収入金の徴収事務の委託について（第186号）
…………… 15
- 行旅死亡人の取扱いについて（第187号）…………… 15

- 身体障害者福祉法による医師の指定辞退について（第188号）
.....15
- 令和2年6月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について（第189号）15
- 市道路線の認定について（第190号）20
- 道路の区域決定および供用開始について（第191号）20
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第192号）21
- 秋田市文化創造館の指定管理者の指定について（第193号）
.....21
- あきた芸術劇場の指定管理者の指定について（第194号）22
- 地縁による団体の認可について（第195号）22

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第9号）22

選 管 告 示

- 選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数について（第2号）22

農 委 告 示

- 農業委員会総会の招集について（第6号）22

上 下 水 道 局 告 示

- 指定給水装置工事事業者の指定の更新について（第23号）22
- 指定給水装置工事事業者の指定について（第24号）23

公 告

- 予防接種法による定期予防接種について23
- 建築基準法による道路の指定について23
- 許可した開発行為に関する工事の完了について23
- 秋田市道路照明灯LED化事業の公募型プロポーザルの実施について23
- 許可した開発行為に関する工事の完了について24
- 秋田市情報公開条例の令和元年度の運用状況について24
- 秋田市個人情報保護条例の令和元年度の運用状況について25
- 許可した開発行為に関する工事の完了について25
- 許可した開発行為に関する工事の完了について25
- 許可した開発行為に関する工事の完了について25
- 許可した開発行為に関する工事の完了について25
- 農用地利用集積計画の策定について26
- 放置自転車等の撤去および保管について26
- 都市公園の位置の変更について26
- 住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況について26
- 財政報告書の公表について31

条 例

秋田市職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和2年6月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第25号

秋田市職員給与条例の一部を改正する条例
秋田市職員給与条例（昭和28年秋田市条例第4号）の一部を次

のように改正する。

附則に次の2項を加える。

21 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。次項において同じ。）から市民の生命および健康を保護するために緊急に行われる措置に係る作業であって規則で定めるものに従事したときは、第13条第2項の規定にかかわらず、防疫等業務手当を支給する。

22 前項の防疫等業務手当の額は、同項に規定する作業に従事した日1日につき、3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者もしくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の秋田市職員給与条例附則第21項および附則第22項の規定は、令和2年2月1日から適用する。

秋田市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第26号

秋田市市税条例等の一部を改正する条例

（秋田市市税条例の一部改正）

第1条 秋田市市税条例（昭和25年秋田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第27条の2中「第12項」を「第11項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第29条の2第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第29条の3の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第29条の3の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「もしくは単身児童扶養者である者」を削り、同項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第33条の6第2項中「第66条の7第4項および第10項」を「第66条の7第5項および第11項」に改める。

第37条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「みなし、これを」を「みなして、」に、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第37条第7項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「によって」を「により」に、「第49条の2」を「第49条の3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6

項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。第46条第9項および第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第46条の2の見出しおよび同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第60条の3の次に次の1項を加える。

（現所有者の申告）

第60条の4 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条および次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係および個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称および同号に規定する個人との関係）
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳もしくは家屋補充課税台帳に登録又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所および氏名
- (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第61条第1項中「又は」を「もしくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第81条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第81条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）」を加える。

第83条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第85条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第85条第1項中「第83条第2項」を「第83条第3項」に改める。

第122条の2第6項中「第37条第6項」を「第37条第7項」に改める。

附則第5条の2第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）」に、「以下この条」を「以下この項」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第5条の3第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第6条の2中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第6条の6第1項中「平成33年度」を「令和6年度」に改める。

附則第6条の8中「の規定」を「、第61条又は第62条の規定」に、「又は法」を「又は」に、「」とする」を「、第61条もしくは第62条」とする」に改める。

附則第6条の8の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、同条第6項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第26項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第27項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第27項第2号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第31項第1号」を「附則第15条第28項第1号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第31項第2号」を「附則第15条第28項第2号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第33項第1号イからホまで」を「附則第15条第30項第1号イからニまで」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第33項第2号イおよびロ」を「附則第15条第30項第2号イからハまで」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項を削り、同条第16項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第17項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第18項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第16項とし、同項の次に次の1項を加える。

17 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第6条の8の2第19項を同条第18項とし、同条に次の1項を加える。

19 法附則第62条に規定する条例で定める割合は、零とする。附則第6条の9の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第6条の10の見出し中「平成31年度又は平成32年度」を

「令和元年度又は令和2年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分又は平成32年度分」を「令和元年度分又は令和2年度分」に改め、同条第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第7条の前の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第7条の3中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第8条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第13条第1項中「又は法」を「又は」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第13条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第18条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第19条第1項および第2項中「平成32年度」を「令和5年度」に改め、同条第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

附則第25条第1項中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

附則に次の3条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第26条 第9条第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)
第27条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するもの中止もしくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第27条の6の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第28条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第6条の5の3第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

第2条 秋田市市税条例の一部を次のように改正する。

第12条中「第321条の8第22項および第23項の申告書に」を「第321条の8第34項および第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項

に改め、同条第6号中「第321条の8第22項および第23項」を「第321条の8第34項および第35項」に改める。

第13条中「および第4項」を削り、「ならびに」を「および」に改める。

第16条第3項中「規定する収益事業」の次に「(以下この項および第24条第1項第2号の表第1号において「収益事業」という。)」を加え、「第24条第1項第2号の表第1号」を「同号」に、「第33条の6第10項から第12項まで」を「第33条の6第9項から第16項まで」に改める。

第24条第1項第2号の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第2項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間もしくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「もしくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第33条の6第1項中「第4項、第19項、第22項および第23項」を「第31項、第34項および第35項」に、「第10項、第11項および第13項」を「第9項、第10項および第12項」に、「第4項、第19項および第23項」を「第31項および第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項および第11項又は第68条の91第4項および第10項」を「第66条の7第4項および第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項および第10項又は第68条の93の3第4項および第10項」を「第66条の9の3第3項および第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項もしくは第6項(同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。)」を「第75条の5第3項もしくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第33条の7第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」

を「又は第31項」に改め、「(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)もしくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正もしくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第35条の2第4項から第6項までを削る。

第81条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第5条の2第2項中「および第4項」を削り、「これら」を「同項」に改める。

附則第6条の8中「第61条」を「第63条」に、「第62条」を「第64条」に改める。

附則第6条の8の2第19項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

(秋田市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 秋田市市税条例等の一部を改正する条例(平成30年秋田市条例第37号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第15項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改める。

附則第16項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改める。

附則第17項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第18項および附則第19項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第21項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改める。

附則第22項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改める。

附則第23項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附則第24項および附則第25項中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

第4条 秋田市市税条例等の一部を改正する条例(令和元年秋田市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条のうち秋田市市税条例第17条第1項第2号の改正規定を削る。

附則第1項第1号中「附則第13項および附則第14項」を「附則第12項および附則第13項」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 削除

附則第1項第4号中「(前号に掲げる改正規定を除く。)」を削り、「附則第15項」を「附則第14項」に改める。

附則第9項を削り、附則第10項を附則第9項とし、附則第11項から附則第15項までを1項ずつ繰り上げる。

(秋田市諸収入金の延滞金の徴収に関する条例および秋田市道路占用等に関する条例の一部改正)

第5条 次に掲げる条例の規定中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(」に、「の規定により告示され

た割合」を「に規定する平均貸付割合」に改め、「(以下「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(1) 秋田市諸収入金の延滞金の徴収に関する条例(昭和26年秋田市条例第21号)附則第6項

(2) 秋田市道路占用等に関する条例(昭和43年秋田市条例第9号)附則第3項

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中秋田市市税条例第81条第2項にただし書を加える改正規定および同条第4項の改正規定ならびに附則第17項の規定 令和2年10月1日

(2) 第1条中秋田市市税条例第17条、第27条の2および第29条の2の改正規定ならびに附則第5条の2、附則第5条の3、附則第18条および附則第19条第3項の改正規定ならびに附則に3条を加える改正規定(附則第26条に係る部分を除く。)ならびに第2条中同条例附則第6条の8および附則第6条の8の2の改正規定ならびに第5条の規定ならびに次項、附則第4項および附則第5項の規定 令和3年1月1日

(3) 第2条中秋田市市税条例第81条の改正規定および附則第18項の規定 令和3年10月1日

(4) 第2条の規定(前2号に掲げる改正規定を除く。)ならびに附則第8項および附則第9項の規定 令和4年4月1日(延滞金に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の秋田市市税条例(以下「新条例」という。)附則第5条の2の規定、第5条の規定による改正後の秋田市諸収入金の延滞金の徴収に関する条例附則第6項の規定および同条の規定による改正後の秋田市道路占用等に関する条例附則第3項の規定は、前項第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(個人の市民税に関する経過措置)

3 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例第17条第1項(第2号に係る部分に限る。)、第27条の2および第29条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

5 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第29条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第292条第1項第11号に規定する寡婦(旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。))又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第16条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。)」とする。

6 新条例第29条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項および同条第2項に規定する

申告書について適用する。

7 新条例第29条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第29条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

（法人の市民税に関する経過措置）

8 附則第1項第4号に掲げる規定による改正後の秋田市の市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項および次項において「4号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この項および次項において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が4号施行日以前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

9 4号施行日以前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日以前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税および4号施行日以前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日以前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

10 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

11 新条例第37条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

12 新条例第37条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

13 新条例第60条の4の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

14 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項および附則第16項において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

15 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

16 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋および償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
（市たばこ税に関する経過措置）

17 附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

18 附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

秋田市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和2年6月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第27号

秋田市手数料条例の一部を改正する条例

秋田市手数料条例（平成12年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1第15号を削り、同表第15号の2を次のように改める。

(15)の2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第15条第2項から第4項までの規定に基づく個人番号カードの返納後の再交付又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第28条第1項の規定に基づく個人番号カードの再交付	個人番号カード再交付手数料	800円
--	---------------	------

別表第1第15号の2を同表第15号とする。

別表第3第65号の9中「第14条第9項」を「第14条第13項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、令和2年9月1日から施行する。

秋田市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第28号

秋田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

秋田市国民健康保険条例（昭和34年秋田市条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出しおよび6項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

4 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき、又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができ

ない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

5 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額）の3分の2に相当する額（その額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げた額）とする。ただし、その額が健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額）の3分の2に相当する額（その額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げた額）を超えるときは、当該相当する額とする。

6 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

7 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部の支払を受けることができる被保険者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が附則第5項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

8 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部の支払につき、その全部を受けることができなかったときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかった場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部の支給を受けたときは、その額を支給額から控除する。

9 前項の規定により支給した額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の秋田市国民健康保険条例附則第4項から附則第9項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合について適用する。

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第29号

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秋田市国民健康保険税条例（昭和57年秋田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第9条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、特別の事情がある場合において、前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する期間内において別に納期を定めることができる。

第21条第2項中「7日」の次に「（特別徴収の方法により保険税を徴収されている場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日前7日）」を加え、同項第2号中「納期」の次に「（特別徴収の方法により保険税を徴収されている場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払月）」を加える。

附則第5項および附則第6項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則に次の見出しおよび2項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に係る保険税の減免）

16 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限（特別徴収の方法により保険税を徴収されている場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険税（被保険者の資格を取得した日から14日以内に国民健康保険法第9条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険税であつて、当該届出が被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたとしたならば同月1日前に納期限が定められるべきであつたものを除く。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する者を第21条第1項に規定する保険税の減免の要件を満たす者として、同項の規定を適用する。

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）により、被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負つたこと。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下この号において「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、かつ、次のアからウまでのいずれにも該当すること。

ア 被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき額を除く。）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上の額であること。

イ 被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の前年の法第314条の2第1項に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額（法第314条の2第1項又は第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額）の合計額が1,000万円以下であること。

ウ 被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

17 前項の場合における第21条第2項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、市長は、これにより難い事情があると認めるときは、その申請書の提出期限を別に定めることができる」とする。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第5項および附則第6項の改正規定は、令和3年1月1日から施行する。

2 改正後の秋田市国民健康保険税条例附則第16項および附則第17項の規定は、令和2年2月1日から適用する。

秋田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第30号

秋田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
秋田市後期高齢者医療に関する条例（平成20年秋田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 広域連合条例附則第43条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附則第2項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定および次項の規定は、令和3年1月1日から施行する。（経過措置）
- 2 改正後の秋田市後期高齢者医療に関する条例附則第2項の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

秋田市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第31号

秋田市介護保険条例の一部を改正する条例

秋田市介護保険条例（平成12年秋田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第10項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附則に次の見出しおよび2項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に係る保険料の減免）

- 19 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限（特別徴収の方法により保険料を徴収されている場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険料（第一号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第一号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたとしたならば同月1日前に納期限が定められるべきであったものを除く。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する者を第12条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たす者として、同項の規定を適用する。

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）により、第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持

する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下この号において「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、かつ、次のアおよびイのいずれにも該当すること。

ア 第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき額を除く。）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上の額であること。

イ 第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

20 前項の場合における第12条第2項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、市長は、これにより難い事情があると認めるときは、その申請書の提出期限を別に定めることができる」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第10項の改正規定および附則第3項の規定は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の秋田市介護保険条例附則第19項および附則第20項の規定は、令和2年2月1日から適用する。
- 3 改正後の秋田市介護保険条例附則第10項の規定は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

秋田市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第32号

秋田市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

秋田市食品衛生法施行条例（平成12年秋田市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条および第4条を削る。

第5条第1項および第3項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に改め、同条を第3条とし、第6条を第4条とする。

別表第1および別表第2を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第1項および第3項の改正規定は、令和3年6月1日から施行する。（経過措置）

2 改正前の秋田市食品衛生法施行条例（以下この項において「旧条例」という。）第3条、第4条、別表第1および別表第2の規定は、この条例の施行の日から令和3年5月31日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、旧条例第3条中「法」とあるのは「食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第1条の規定による改正前の法」と、旧条例別表第1第7項第1号中「第11条第1項」とあるのは

「第13条第1項」とする。

秋田市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第33号

秋田市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「指定都市」の次に「もしくは同法第252条の22第1項の中核市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第34号

秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第42条第4項を次のように改める。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第42条第5項中「前項」の次に「（第2号に係る部分に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第35号

秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第60号）の一部を次のように改正す

る。

第7条第4項を次のように改める。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第7条第5項中「前項」の次に「（第2号に係る部分に限る。）」を加える。

第38条第4号中「勤務」の次に「に従事する場合、保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上又は環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市臨時診療所条例をここに公布する。

令和2年6月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第36号

秋田市臨時診療所条例

（設置）

第1条 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の感染が疑われる者の診療を行うため、秋田市臨時診療所（以下「臨時診療所」という。）を秋田市八橋南一丁目8番3—2号に設置する。

（診療科目）

第2条 臨時診療所の診療科目は、内科とする。

（業務）

第3条 臨時診療所は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる者の診療に関すること。

(2) 新型コロナウイルス感染症に係る検査が必要とされた者の検体の採取に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務（使用料の納付）

第4条 臨時診療所において診療を受けた者は、使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）により算出した額とする。

3 前項に定めるもののほか、第1項の使用料の額については、市長が前項に規定する算出方法に準じて定める。

（使用料の徴収方法）

第5条 前条第1項の使用料は、市長の発する納入通知書により、指定の期限までに納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、健康保険法（大正11年法律第70号）、生活保護法（昭和25年法律第144号）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）そ

他の法令により医療の給付又は医療について公費の負担を受ける者の前条第1項の使用料は、当該法令の定めるところにより徴収する。

(使用料の減免)

第6条 市長は、特に必要があると認めるときは、第4条第1項の使用料を減免することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

規 則

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第32号

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市職員給与条例施行規則（昭和28年秋田市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第4条の21第1項第3号中「であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。」を「（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第4条の23第2項において同じ。）」に改める。

第4条の23第2項中「であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなったとき」を削り、「ときを除く。」を「場合を除く。」に改め、同条第3項中「とき」を「場合」に改める。

附則第2項を附則第3項とし、附則第1項の次に次の1項を加える。

2 条例附則第21項に規定する規則で定める作業は、同項に規定する新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者に接して又は接触して行う救護、検体の採取の補助、移送、積極的疫学調査その他市長がこれらに準ずると認める作業とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の秋田市職員給与条例施行規則附則第2項の規定は、令和2年2月1日から適用する。

秋田市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第33号

秋田市市税条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市市税条例施行規則（平成10年秋田市規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表12の2の項中「第33条の6第14項」を「第33条の6第13項」に改め、同表12の3の項中「第33条の6第15項」を「第33条の6第14項」に改め、同表16の項の次に次のように加える。

16の2	現所有者の申告書	条例第60条の4
------	----------	----------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表12の2の項

および12の3の項の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

秋田市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第34号

秋田市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市介護保険条例施行規則（平成12年秋田市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第7条中「の保険料を」を「（特別徴収の方法により保険料を徴収されている者にとっては、特別徴収対象年金給付の支払に係る月。以下同じ。）の保険料について、」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、「9で除して」の次に「得た額（特別徴収の方法により保険料を徴収されている者にとっては、6で除して得た額）に、」を加え、「納期数を乗じた額」を「納期の数に乗じて得た額」に改める。

第8条中「申請書の提出のあった日」を「当該申請に係る納期」に、「第9期までの納期」を「最後の納期まで」に改める。

附則に次の見出しおよび3項を加える。

(新型コロナウイルス感染症に係る保険料の減免)

5 条例附則第19項各号のいずれかに該当する場合における条例第12条第2項の減免を受けようとする理由を証明する書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- (1) 条例附則第19項第1号に該当する場合 医師の診断書その他の同号に該当することを証明する書類
- (2) 条例附則第19項第2号に該当する場合 所得証明書、事業収入等の減少額を確認することができる書類その他の同号に該当することを証明する書類

6 前項に規定する場合における第6条第4項第1号および第6項の規定の適用については、同号中「第1項各号」とあるのは「附則第5項各号」と、「第12条第2項」とあるのは「附則第20項の規定により読み替えて適用される条例第12条第2項」と、同項中「第1項各号」とあるのは「附則第5項各号」とする。

7 条例附則第19項の規定により適用される条例第12条第1項の規定により保険料の減免を行う場合の減免額は、第7条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 条例附則第19項第1号に該当する者 当該年度の減免に係る納期の保険料額の全部
- (2) 条例附則第19項第2号に該当する者（前号に該当する者を除く。） 別に定める算式により算定した額

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の秋田市介護保険条例施行規則附則第5項から附則第7項までの規定は、令和2年2月1日から適用する。

秋田市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第35号

秋田市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

秋田市食品衛生法施行細則（平成9年秋田市規則第5号）の一

部を次のように改正する。

第2条中「第9条第1項ただし書」を「第10条第1項ただし書」に改める。

第3条第1項中「第4条第5項」を「第3条第5項」に改める。

第5条第1項の表中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号を第2号とし、同号の前に次のように加える。

(1)	法第8条第1項	健康食品の摂取に伴う有害事象情報提供票
-----	---------	---------------------

第5条第2項中「前項の表第2号および第4号」を「前項の表第3号および第5号」に、「3月」を「1年」に、「又は水道法」を「又は同法」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教 委 規 則

秋田市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月26日

秋田市教育委員会
教育長 佐 藤 孝 哉

秋田市教委規則第2号

秋田市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則

秋田市立図書館管理運営規則（昭和58年秋田市教委規則第4号）の一部を次のように改正する。

第14条中「7冊」を「10冊」に改める。

附 則

この規則は、令和2年8月1日から施行する。

公 平 委 規 則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月9日

秋田市公平委員会
委員長 佐々木 俊 幸

秋田市公平委員会規則第2号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年秋田市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表市長の補助機関の項所属機関の項中

「	<table border="1"> <tr><td>駅東サービスセンター</td></tr> <tr><td>所長 副参事</td></tr> </table>	駅東サービスセンター	所長 副参事	を
駅東サービスセンター				
所長 副参事				

「	<table border="1"> <tr><td>駅東サービスセンター</td></tr> <tr><td>所長 副参事</td></tr> <tr><td>新型コロナウイルス対策室</td></tr> <tr><td>室長 参事 副参事</td></tr> </table>	駅東サービスセンター	所長 副参事	新型コロナウイルス対策室	室長 参事 副参事	に改める。
駅東サービスセンター						
所長 副参事						
新型コロナウイルス対策室						
室長 参事 副参事						

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

上下水道局管理規程

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年6月26日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男
秋田市上下水道局管理規程第8号

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程の一部を改正する規程

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、条例第5条の15の規定により工事責任技術者の登録を取り消され、その日から2年を経過しない者は、工事責任技術者の登録を受けることができない。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第6条の規定は、この規程の施行の日以後の登録申請者（秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の10の規定による登録の申請を行う者および同条例第5条の12の規定による登録の更新の申請を行う者をいう。以下同じ。）について適用し、同日前の登録申請者については、なお従前の例による。

訓 令

秋田市訓令第3号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年6月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市公印規程の一部を改正する訓令

秋田市公印規程（昭和32年秋田市訓令第9号）の一部を次のように改正する。

別表の表第16号および第27号中「、通知カード」を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

秋田市告示第167号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項および第115条の15第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、第78条の11および第115条の20の規定により告示する。

令和2年6月2日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの種類
株式会社グリーンケアガーデン	グループホームグリーンケアガーデン	秋田市外旭川字堂ノ前174番地1	令和2年5月31日	認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護
株式会社グリーンケアガーデン	グリーンケアガーデンデイサービスセンター	秋田市外旭川字堂ノ前174番地1	令和2年5月31日	地域密着型通所介護
株式会社グリーンケアガーデン	グリーンケアガーデン小規模多機能型居宅介護事業所	秋田市外旭川字堂ノ前174番地1	令和2年5月31日	小規模多機能型居宅介護

秋田市告示第168号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項および第115条の12第1項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、第78条の11および第115条の20の規定により告示する。

令和2年6月2日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの種類
株式会社創生事業団	グッドタイムクラブ・秋田	秋田市外旭川字堂ノ前174番地1	令和2年6月1日	地域密着型通所介護
株式会社創生事業団	グループホーム・グッドケア秋田	秋田市外旭川字堂ノ前174番地1	令和2年6月1日	認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護
株式会社創生事業団	小規模多機能ホームグッドケア・秋田	秋田市外旭川字堂ノ前174番地1	令和2年6月1日	小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護

秋田市告示第169号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市職員録の販売および販売に係る収入金の徴収事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年6月3日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名

住 所	氏 名
秋田市山王一丁目1番1号	ローソン 秋田市役所店

天 野 陽 子

秋田市告示第170号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

令和2年6月4日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 6台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台

(2) 撤去し、保管した年月日

令和2年5月5日から同月28日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）

秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和2年6月4日から同年12月4日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第171号

次の介護保険料納入通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、福祉保健部介護保険課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年6月8日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成31年度および令和2年度介護保険料納入通知書

秋田市告示第172号

次の介護保険料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、福祉保健部介護保険課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年6月8日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成31年度分介護保険料督促状

秋田市告示第173号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づく、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和2年6月9日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関の名称	所在地	開設者名	指定年月日
231	佐野薬局 桜三丁目店	秋田市桜三丁目1番34号	株式会社サノ・ ファーマシー 代表取締役 佐野元彦	令和2年 7月1日

秋田市告示第174号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づく、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を廃止したので、同法第69条第1項第2号の規定により告示する。

令和2年6月10日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：訪問看護

指定番号	名称	所在地	開設者名	指定廃止年月日
3	訪問看護 ステーション笑 咲	秋田市土崎港 東二丁目14番 7号	有限会社インフ ニート笑咲 取締役 石山洋美	令和元年 9月30日
7	「わかば」 訪問看護 ステーションあ らや	秋田市新屋扇 町9番27号	池田ライフサポ ート&システム株 式会社 代表取締役 池田壮亮	令和2年 2月1日

秋田市告示第175号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和2年6月10日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称

本山町町内会

- 2 認可年月日
平成8年12月9日
- 3 変更があった事項およびその内容
変更年月日並びに代表者の氏名及び住所

変更年月日	変更後	変更前
平成22年 4月10日	太田忠幸 秋田市土崎港中央四丁 目5番6号	鈴木永治 秋田市土崎港中央四丁 目1番29号
令和2年 4月11日	鈴木洋一 秋田市土崎港中央四丁 目1番4号	太田忠幸 秋田市土崎港中央四丁 目5番6号

- 4 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第176号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、企画財政部市民税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年6月12日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の住所および氏名
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
令和2年度軽自動車税（種別割）納税通知書

秋田市告示第177号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年6月12日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
令和元年度および令和2年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第178号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年6月12日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名
RAIBEVU TEMO KOROI VUKI
秋田市山王沼田町10番33号 フォレストヒルズ山王206
- 2 送達すべき書類の名称

令和元年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書

秋田市告示第179号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったことから、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該納税通知書は企画財政部資産税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年6月12日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受ける者の住所および氏名
別紙「令和2年度固定資産税納税通知書公示送達を受けるべき者一覧表」（省略）のとおり
- 2 送達する書類
令和2年度固定資産税納税通知書

秋田市告示第180号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料の徴収の事務を、令和2年6月9日から令和4年3月31日まで、次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年6月12日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名ならびに指定ごみ袋取扱店
秋田市南通亀の町6番5号 グリーンキャピタル南大通603
長谷部 公 功
ファミリーマート 秋田雄和店

秋田市告示第181号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定に基づく、秋田県知事の令和2年度地籍調査に関する事業計画の決定を受け、地籍調査事業を実施するので、同法第7条の規定により次のとおり告示する。

令和2年6月16日

秋田市長 穂 積 志

- 1 事業計画が告示された年月日
令和2年6月16日 秋田県告示第267号
- 2 調査を実施するものの名称
秋田市
- 3 調査地区
 - (1) 地積測定・地籍簿および原因作成地区
秋田市雄和平尾鳥字長滝の一部
 - (2) 地籍測量・一筆地調査地区
秋田市雄和平尾鳥字長滝の一部
秋田市雄和平尾鳥字藤森の一部
- 4 調査期間
令和2年5月26日から令和3年3月31日まで

秋田市告示第182号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護

扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、変更、廃止および再開したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和2年6月18日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指 定 年月日
きむら薬局	秋田市茨島二丁目15番34号	令和2年 6月1日
一般社団法人秋田市シルバー人材センター	秋田市八橋南一丁目8番2号 秋田市老人福祉センター2F	令和2年 6月1日
グッドタイムクラブ・秋田	秋田市外旭川字堂ノ前174番地1	令和2年 6月1日
小規模多機能ホームグッドケア・秋田	秋田市外旭川字堂ノ前174番地1	令和2年 6月1日

2 変更

事業所名称	所在地	変 更 年月日
旧 調剤薬局ほっと 新 共創未来土崎みなと薬局	秋田市土崎港中央五丁目6番26号	令和2年 5月16日
旧 リハプライド・卸町 新 リハプライド 中通	秋田市卸町二丁目1番13号 秋田市南通六丁目1番65号 Pビル1F	令和2年 4月1日

3 廃止

事業所名称	所在地	廃 止 年月日
グリーンケアガーデンデイサービスセンター	秋田市外旭川字堂ノ前174番地1	令和2年 5月31日
グリーンケアガーデン小規模多機能型居宅介護事業所	秋田市外旭川字堂ノ前174番地1	令和2年 5月31日
グループホームグリーンケアガーデン	秋田市外旭川字堂ノ前174番地1	令和2年 5月31日

4 再開

事業所名称	所在地	再 開 年月日
ねこの手ケアプランセンター	秋田市山王六丁目1番13号 山王プレビル8階	令和2年 6月10日

秋田市告示第183号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の

規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり変更したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和2年6月18日

秋田市長 穂 積 志

事業所名称		所在地	変更年月日
旧	調剤薬局ほっと	秋田市土崎港中央五丁目6番26号	令和2年5月16日
新	共創未来土崎みなと薬局		

秋田市告示第184号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和2年6月18日

秋田市長 穂 積 志

氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
柴田有紀也	こころも治療院 秋田	秋田市東通仲町5番31号 サンロイヤル村上1F	令和2年4月8日
吉田 健	株式会社フレアス	秋田市広面字土手下45番地1 2F	令和2年6月1日

秋田市告示第185号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年6月22日

秋田市長 穂 積 志

- 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 送達する書類
国民健康保険税督促状
- 通知年度、賦課年度および期別別紙（省略）のとおり

秋田市告示第186号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市立千秋美術館企画展覧会の前売観覧券の販売および前売観覧券販売に係る収入金の徴収事務を次のものへ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年6月23日

秋田市長 穂 積 志

受託人の住所および氏名
秋田市山王臨海町1番1号
株式会社秋田魁新報社

代表取締役社長 佐川博之

秋田市告示第187号

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第7条の規定に基づき、行旅死亡人を取り扱ったので、同法第9条の規定により告示する。

令和2年6月26日

秋田市長 穂 積 志

- 本籍、住所および氏名
不詳
- 人相、体格、性別、推定年齢、特徴等
人相不詳。176センチメートルの男性死体。推定30～40歳代程度
- 着衣および所持品
(1) 着衣 長袖シャツ、半袖Tシャツおよびジーンズ
(2) 所持品 小銭入れ（現金1,407円在中）、携帯灰皿、ジッポライターおよび腕時計
- 発見年月日
令和2年4月27日 午後1時35分頃
- 死亡年月日
本年3月頃と推定
- 死亡の状況
秋田市千秋公園1番1号の千秋公園内の鯉茶屋付近法面であつ伏せ姿勢で死亡する死者を発見
- 処置
令和2年5月2日午後1時に秋田市斎場で火葬に付し、遺骨を保管している。
- 連絡先
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市福祉保健部福祉総務課地域福祉推進室
電話 018-888-5661

秋田市告示第188号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による身体障害者手帳の申請に関わる医師の指定辞退があったので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示する。

令和2年6月29日

秋田市長 穂 積 志

医師氏名	医療機関名 および 診療科名	辞退する 障害分野	辞退年月日 および 辞退理由
小野寺 佳 奈	白根医院	肢体不自由 じん臓機能障害 ぼうこう・直腸 機能障害 小腸機能障害 肝臓機能障害	平成27年12月13日 県外勤務のため

秋田市告示第189号

令和2年6月26日の「令和2年6月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和2年6月29日

秋田市長 穂 積 志

令和2年度秋田市一般会計補正予算（第3号）

令和2年度秋田市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,056,127千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ174,411,007千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並

びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第3条 市債の補正は、「第3表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14	分担金及び負担金	千円 660,413	千円 200	千円 660,613
	1 負担金	660,413	200	660,613
16	国庫支出金	55,410,728	1,089,543	56,500,271
	2 国庫補助金	36,042,484	1,089,543	37,132,027
17	県支出金	10,226,844	7,379	10,234,223
	2 県補助金	3,187,213	7,379	3,194,592
20	繰入金	4,177,804	14,674	4,192,478
	2 基金繰入金	3,845,449	14,674	3,860,123
21	繰越金	919,371	326,941	1,246,312
	1 繰越金	919,371	326,941	1,246,312
22	諸収入	9,683,997	△46,410	9,637,587
	5 雑入	2,283,397	△46,410	2,236,987
23	市債	14,333,900	663,800	14,997,700
	1 市債	14,333,900	663,800	14,997,700
	歳 入 合 計	172,354,880	2,056,127	174,411,007

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1	議会費	千円 685,541	千円 △29,176	千円 656,365
	1 議会費	685,541	△29,176	656,365
2	総務費	49,248,336	△20,368	49,227,968
	1 総務管理費	47,031,715	△20,368	47,011,347

3	民生費	53,105,393	109,592	53,214,985
	1 社会福祉費	24,381,494	50,634	24,432,128
	2 児童福祉費	19,256,163	58,958	19,315,121
4	衛生費	9,272,421	△3,144	9,269,277
	3 清掃費	4,826,883	△3,144	4,823,739
6	農林水産業費	3,325,918	29,027	3,354,945
	1 農業費	2,511,089	6,027	2,517,116
	3 林業費	273,651	23,000	296,651
7	商工費	9,638,507	△67,106	9,571,401
	1 商工費	9,638,507	△67,106	9,571,401
8	土木費	15,291,719	1,107,221	16,398,940
	2 道路橋りょう費	4,245,103	492,256	4,737,359
	4 港湾費	181,344	△58,115	123,229
	5 都市計画費	4,188,548	673,080	4,861,628
10	教育費	11,686,674	909,082	12,595,756
	1 教育総務費	1,776,625	912,491	2,689,116
	6 社会教育費	2,197,814	1,940	2,199,754
	7 保健体育費	1,031,973	△10,365	1,021,608
	9 大学費	1,131,685	5,016	1,136,701
11	災害復旧費	1,497,765	20,999	1,518,764
	2 農林水産施設災害復旧費	2	20,999	21,001
歳 出 合 計		172,354,880	2,056,127	174,411,007

第2表 債務負担行為補正
(追加)

事 項	期 間	限 度 額
汎用機オープン化事業 (令和2年度設定)	令和2年度～令和8年度	千円 244,874
市税滞納整理支援システム更新・運用経費	令和2年度～令和8年度	105,546
福祉医療システム改修経費	令和2年度～令和3年度	5,155

第3表 市債補正

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
	補正前の額	補 正 額	計			
児 童 福 祉 費	千円 152,800	千円 700	千円 153,500			
農 業 費	222,100	3,600	225,700			
道 路 橋 り ょ う 費	2,031,100	176,100	2,207,200			
土 地 区 画 整 理 費	512,400	357,700	870,100			
街 路 事 業 費	138,500	112,100	250,600			
農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費		13,600	13,600	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる場合、 利率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率)	政府資金の場合はその融 資条件による。銀行その他 の場合は債権者と協議して 定める。ただし財政の都合 により据置期間及び償還期 限を短縮し、もしくは繰上 償還又は低利に借換するこ とができる。
計	14,333,900	663,800	14,997,700			

令和2年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第1号）
 令和2年度秋田市の土地区画整理会計補正予算（第1号）は、
 次に定めるところによる。
 （歳入歳出予算の補正）
 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ795,000千円を

追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,101,536千
 円とする。
 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並
 びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算
 補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 国庫支出金		千円 596,500	千円 397,500	千円 994,000
	1 国庫補助金	596,500	397,500	994,000
4 繰入金		604,536	397,500	1,002,036
	1 一般会計繰入金	604,536	397,500	1,002,036
歳 入 合 計		1,306,536	795,000	2,101,536

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事業費		千円 1,304,036	千円 795,000	千円 2,099,036
	1 土地区画整理費	1,304,036	795,000	2,099,036
歳 出 合 計		1,306,536	795,000	2,101,536

令和2年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第1号）
 令和2年度秋田市の国民健康保険事業会計補正予算（第1号）
 は、次に定めるところによる。
 （歳入歳出予算の補正）
 第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ812

千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,261,929千円とする。
 2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 県支出金		千円 23,334,573	千円 812	千円 23,335,385
	1 県補助金	23,334,572	812	23,335,384
歳 入 合 計		31,261,117	812	31,261,929

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費		千円 22,663,686	千円 812	千円 22,664,498
	6 傷病手当金	0	812	812
歳 出 合 計		31,261,117	812	31,261,929

令和2年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第2号）
 令和2年度秋田市の介護保険事業会計補正予算（第2号）は、
 次に定めるところによる。
 （歳入歳出予算の補正）
 第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

12,874千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,668,923千円とする。
 2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 繰越金		千円 32,182	千円 12,874	千円 45,056
	1 繰越金	32,182	12,874	45,056
歳 入 合 計		30,656,049	12,874	30,668,923

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 諸支出金		千円 32,528	千円 12,874	千円 45,402
	1 償還金及び還付加算金	32,237	12,874	45,111
歳 出 合 計		30,656,049	12,874	30,668,923

秋田市告示第190号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するので、同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月29日

秋田市長 穂 積 志

1 認定路線

整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
10306	川元小川町4号線	川元小川町63番1地先 川元小川町63番5地先	
21016	千秋城下町5号線	千秋城下町5番2地先 千秋城下町116番6地先	
21017	手形西谷地57号線	手形字西谷地45番3地先 手形字西谷地45番1地先	
21018	手形西谷地58号線	手形字西谷地47番3地先 手形字西谷地47番1地先	
21019	手形西谷地59号線	手形字西谷地127番1地先 手形字西谷地127番2地先	
21020	手形西谷地60号線	手形字西谷地56番1地先 手形字西谷地56番1地先	
41305	将軍野東二丁目27号線	将軍野東二丁目31番200地先 将軍野東二丁目31番232地先	
41306	将軍野東二丁目28号線	将軍野東二丁目31番192地先 将軍野東二丁目31番190地先	
41307	将軍野東二丁目29号線	将軍野東二丁目31番217地先 将軍野東二丁目31番302地先	
41308	将軍野東二丁目30号線	将軍野東二丁目31番291地先 将軍野東二丁目31番400地先	

51052	大住49号線	大住三丁目335番8地先 大住三丁目278番363地先	
51053	大住50号線	大住三丁目335番24地先 大住三丁目278番20地先	
51054	大住51号線	大住三丁目335番40地先 大住三丁目278番4地先	
51055	大住52号線	大住三丁目278番24地先 大住三丁目278番28地先	
51056	大住53号線	大住三丁目278番9地先 大住三丁目278番12地先	
51057	大住54号線	大住三丁目278番40地先 大住三丁目278番4地先	
60880	新屋朝日町23号線	新屋朝日町1218番地先 新屋朝日町58番34地先	
60881	新屋朝日町24号線	新屋朝日町58番12地先 新屋朝日町58番36地先	
60882	新屋前野町21号線	新屋前野町80番4地先 新屋前野町74番8地先	
60883	新屋前野町22号線	新屋前野町74番17地先 新屋前野町74番15地先	

2 縦覧期間

令和2年6月29日から同年7月13日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第191号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月29日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域および供用開始の区間

整理番号	路線名	起 点 終 点	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
10306	川元小川町4号線	川元小川町63番1地先 川元小川町63番5地先	42.70	6.00
21016	千秋城下町5号線	千秋城下町5番2地先 千秋城下町116番6地先	82.30	4.00
21017	手形西谷地57号線	手形字西谷地45番3地先 手形字西谷地45番1地先	53.20	6.00
21018	手形西谷地58号線	手形字西谷地47番3地先 手形字西谷地47番1地先	53.20	6.00
21019	手形西谷地59号線	手形字西谷地127番1地先 手形字西谷地127番2地先	31.30	6.00
21020	手形西谷地60号線	手形字西谷地56番1地先 手形字西谷地56番1地先	32.80	6.00
41305	将軍野東二丁目27号線	将軍野東二丁目31番200地先 将軍野東二丁目31番232地先	140.50	4.00
41306	将軍野東二丁目28号線	将軍野東二丁目31番192地先 将軍野東二丁目31番190地先	57.00	4.00
41307	将軍野東二丁目29号線	将軍野東二丁目31番217地先 将軍野東二丁目31番302地先	55.30	4.00
41308	将軍野東二丁目30号線	将軍野東二丁目31番291地先 将軍野東二丁目31番400地先	43.90	4.00
51052	大住49号線	大住三丁目335番8地先 大住三丁目278番363地先	110.20	4.50 ～ 6.00
51053	大住50号線	大住三丁目335番24地先 大住三丁目278番20地先	110.50	4.50 ～ 6.00
51054	大住51号線	大住三丁目335番40地先 大住三丁目278番4地先	110.40	4.50 ～ 6.00

51055	大住52号線	大住三丁目278番24地先 大住三丁目278番28地先	57.20	6.00
51056	大住53号線	大住三丁目278番9地先 大住三丁目278番12地先	57.10	6.00
51057	大住54号線	大住三丁目278番40地先 大住三丁目278番4地先	193.00	6.00
60880	新屋朝日町23号線	新屋朝日町1218番地先 新屋朝日町58番34地先	162.20	6.00
60881	新屋朝日町24号線	新屋朝日町58番12地先 新屋朝日町58番36地先	119.60	6.00
60882	新屋前野町21号線	新屋前野町80番4地先 新屋前野町74番8地先	59.40	6.00
60883	新屋前野町22号線	新屋前野町74番17地先 新屋前野町74番15地先	31.00	6.00

2 縦覧期間

令和2年6月29日から同年7月13日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第192号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和2年6月29日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関の名称	所在地	開設者名	指 定 年 月 日
232	西岡メディカル薬局秋田河辺店	秋田市河辺北野田高屋字上前田表73番地4	有限会社西岡メディカル薬局代表取締役 庄田勝哉	令和2年7月1日

秋田市告示第193号

秋田市文化創造館の指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和2年6月30日

秋田市長 穂 積 志

1 施設名

秋田市文化創造館

2 指定管理者

秋田市新屋大川町12番3号

秋田公立美術大学アトリエももさだ内

NPO法人アーツセンターあきた

理事長 藤 浩 志

3 指定の期間

令和3年3月21日から令和6年3月31日まで

秋田市告示第194号

あきた芸術劇場の指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和2年6月30日

秋田市長 穂 積 志

1 施設名

あきた芸術劇場

2 指定管理者

秋田市新屋町字砂奴寄4番6

あきた芸術劇場AAS共同事業体

代表者 一般財団法人秋田県総合公社

理事長 柴 田 公 博

3 指定の期間

令和4年3月1日から令和9年3月31日まで

秋田市告示第195号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年6月30日

秋田市長 穂 積 志

1 名称

鳩崎町内会

2 規約に定める目的

本会は、次に掲げるような共同生活を行う事により、会員相互の親睦および福祉の増進を図り、地域課題の解決等に取り組む事により、住みよい地域社会の形成に資する事を目的とする。

- (1) 会員相互の親睦に関する事。
- (2) 環境衛生および環境の整備に関する事。
- (3) 防火、防災および交通安全に関する事。
- (4) 公民館等、共有財産の維持管理に関する事。
- (5) その他必要と認められる事項

3 区域

本会の区域は、秋田市金足鳩崎字鳩崎2番地から27番地1まで、秋田市金足鳩崎字細首7番地、秋田市金足鳩崎字三十刈2番地から4番地8まで、秋田市金足鳩崎字石神1番地から93番地2まで、秋田市金足鳩崎字家ノ前36番地から62番地2までおよび秋田市金足鳩崎字後山39番地から43番地までの区域とする。

4 主たる事務所

本会の事務所は、秋田市金足鳩崎字細首5番地1に置く。

5 代表者の氏名及び住所

高 橋 利 秋

秋田市金足鳩崎字後山39番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

9 認可年月日

令和2年6月30日

教 委 告 示

秋田市教委告示第9号

令和2年6月22日午後4時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

令和2年6月19日

秋田市教育委員会

教育長 佐 藤 孝 哉

付議案件

秋田市立図書館管理運営規則の一部を改正する件

選 管 告 示

秋市選管告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数は次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項の規定により告示する。

令和2年6月1日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

- 1 50分の1の数 5,277人
- 2 3分の1の数 87,946人

農 委 告 示

秋田市農委告示第6号

令和2年6月17日午後2時中央市民サービスセンター洋室4に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和2年6月10日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
- 3 農用地利用集積計画（令和2年度第3号）に関する件
- 4 令和元年度の目標およびその達成に向けた活動の点検・評価に関する件
- 5 令和2年度の目標およびその達成に向けた活動計画に関する件
- 6 秋田市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会委員の選任に関する件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第23号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第1項の規定により指定給水装置工事事業者の指定の更新を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

令和2年6月11日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

事業者名	代表者	所在地	指定の有効期限
イワヤ設備	岩 谷 豊 二	秋田市泉中央六丁目10番9号	令和7年9月29日

秋田市上下水道局告示第24号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

令和2年6月26日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

事業者名	代表者	所在地	指定年月日
株式会社エコ・グリーン科学	牧 村 たか子	秋田市飯島新町三丁目8番17号	令和2年6月23日

公 告

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）に規定する定期の予防接種について、予防接種を行う医師に変更があったため、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年6月3日

秋田市長 穂 積 志

予防接種を行う協力を承諾した医師の氏名、予防接種を行う場たる場所および追加する予防接種の種類別表（省略）のとおり

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定に基づき、公告する。

令和2年6月3日

秋田市長 穂 積 志

- 申請者の住所および氏名
秋田市牛島東六丁目5番2号
ア. クリア株式会社
代表取締役 若 村 大 輔
- 道路位置指定箇所
秋田市牛島東一丁目139番4および139番5
- 道路幅員
5.00～5.01メートル
- 道路延長
34.84メートル
- 指定年月日および番号
令和2年6月3日 第5号

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、令和2年5月21日付け秋田市指令第3669号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和2年6月9日

秋田市長 穂 積 志

- 開発許可を受けた者の住所および氏名
秋田市山王六丁目4番12号
昭和不動産株式会社
代表取締役 三 浦 則 昭
- 開発区域に含まれる地域の名称
第1工区
秋田市大住三丁目278番1、278番2、278番3、278番4、278番5、278番6、278番7、278番8、278番9、278番10、278番11、278番12、278番13、278番14、278番15、278番16、278番17、278番18、278番19、278番20、278番21、278番22、278番23、278番24、278番25、278番26、278番27、278番28、278番29、278番30、278番31、278番32、278番33、278番34、278番35、278番36、278番37、278番38、278番39、278番40、278番41、278番42、278番43、278番44、278番45、278番46、278番47、278番48、278番49、278番50および268番1地先道水路

秋田市公告

秋田市道路照明灯LED化事業について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和2年6月10日

秋田市長 穂 積 志

- 事業概要
 - 事業名
秋田市道路照明灯LED化事業
 - 事業内容
ア 現地調査
イ 電力契約照合、電力契約申込および共架申請
ウ 道路照明施設台帳等の更新又は構築
エ 道路照明灯具の設置に関する計画・施工
オ 管理プレートの設置又は更新
カ 既設道路照明灯具等の撤去、リサイクルおよび廃棄処分
キ その他
 - 事業期間
契約締結日の翌日から令和3年11月19日まで
 - 提案上限事業費
343,970,000円（消費税および地方消費税の額を含む。）
- 受注者の選定方法
本事業の受注者選定は、公募型プロポーザル方式による。すなわち、別に設置する審査委員会の審査において、定められた期限内に参加表明書を提出した者のうち、3に掲げる参加資格要件を満たす全ての者を指名して、別に定める内容の技術提案書の提出を求め、本事業の実施に最も適切と判断された最優秀提案者を優先交渉権者に、次に適切と判断された提案者を次点交渉権者に選出する。
- 参加資格要件
本プロポーザルの参加希望者は、本事業を行う能力を有する単体又は建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

- (1) 単体ならびに共同企業体の代表者および代表者以外の構成員、すべてに共通する要件
 - ア 公告から契約候補者を決定するまでの間において、秋田市の電気工事A級又はB級に等級格付けされていること。
 - イ 電気工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。
 - ウ 電気工事に係る資格を有し、かつ、常勤で3か月以上の雇用関係にあるものを監理技術者又は主任技術者として本事業に専任で配置できること。
 - エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - オ 申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、集団的にもしくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある団体の構成員又は当該団体と密接な関係を有する者であると認められないこと。
 - カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。
 - キ 公告日から契約候補者を決定するまでの間において、本市の指名停止又は入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (2) 単体に関する要件
 - 共同企業体で参加しないものであること。
- (3) 共同企業体に関する要件
 - ア 共同企業体の構成員数は、3社までとする。
 - イ 各構成員の出資比率は、20パーセント以上とする。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。
- (4) 重複参加の禁止
 - 共同企業体の代表者および代表者以外の構成員は、本案件における他の共同企業体の代表者又は構成員となることはできない。
- 4 技術提案書の評価基準
 - 以下の課題に対する提案内容
 - (1) 「事業実施体制」についての提案
 - (2) 「適切な工程計画」についての提案
 - (3) 「安全で安心な道路利用者の交通に対する配慮」についての提案
 - (4) 「維持管理に対する配慮」についての提案
 - (5) 「環境に対する配慮」についての提案
 - (6) 「創意工夫」についての提案
 - (7) 「概算見積金額」の提案
- 5 日程
 - 令和2年6月19日（金） 第一次審査分（参加資格審査）
質問締切り
 - 令和2年6月23日（火） 参加表明書等の提出期限

- 令和2年6月30日（火） 資格審査の結果通知および技術提案書の提出依頼
- 令和2年7月7日（火） 第二次審査分（技術提案審査）
質問締切り
- 令和2年7月14日（火） 技術提案書等の提出期限
- 令和2年7月21日（火） 技術提案審査（第二次審査）
（プレゼンテーションおよび質疑応答）
- 令和2年7月28日（火） 審査結果の通知および公表
- 6 手続等
 - (1) 担当事務局
 - 〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
 - 秋田市建設部道路維持課
 - 電話番号 018-888-5751
 - ファックス 018-888-5752
 - Eメール ro-csmt@city.akita.lg.jp
 - URL https://www.city.akita.lg.jp
 - (2) 実施要領および各種関係資料の交付
 - 秋田市道路照明灯LED化事業に関する公募型プロポーザル実施要領および各種関係資料は、秋田市ホームページから入手すること。
 - (3) 提出期限
 - 上記5の日程と同じ
 - (4) 提出場所
 - 上記6(1)と同じ

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、令和2年5月21日付け秋田市指令第3667号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和2年6月18日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
 - 秋田市牛島西一丁目7番27-10号
 - メゾン牛島C号
 - 阿 部 友 彦
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
 - 秋田市仁井田字大野311番5

秋田市公告

秋田市情報公開条例（平成9年秋田市条例第39号）第32条の規定に基づき、同条例の令和元年度の運用状況を次のとおり公表する。

令和2年6月19日

秋田市長 穂 積 志

1 公文書開示請求処理状況

実施機関	開示請求件数	決定内容					取下げ	却下
		開示	部分開示	不開示	不存在	存否応答拒否		
市長	111	50	55	1	5	0	0	2
教育委員会	19	5	13	0	0	0	0	1
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0

監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	1	0	1	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	1	0	0	0	0	0	0	1
上下水道事業管理者	22	14	8	0	0	0	0	0
消防長	4	2	2	0	0	0	0	0
議会	1	0	0	0	0	0	0	1
地方独立行政法人市立秋田総合病院	2	0	2	0	0	0	0	0
公立大学法人秋田公立美術大学	3	1	2	0	0	0	0	0
計	164	72	83	1	5	0	0	5

なお、1件の請求に対して2つの決定をした案件があったため、請求件数と処理件数が一致しない。

2 審査請求および実施機関による裁決の処理状況

- (1) 審査請求件数 0件
- (2) 実施機関による裁決の件数 0件

秋田市公告

秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号）第51条の規定に基づき、同条例の令和元年度の運用状況を次のとおり公表する。

令和2年6月19日

秋田市長 穂 積 志

1 保有個人情報開示請求処理状況

実施機関	開示請求件数	決定内容					取下げ	却下
		開示	部分開示	不開示	不存在	存否応答拒否		
市長	30	16	4	0	10	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
上下水道事業管理者	0	0	0	0	0	0	0	0
消防長	1	1	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0	0
地方独立行政法人市立秋田総合病院	6	6	0	0	0	0	0	0
公立大学法人秋田公立美術大学	0	0	0	0	0	0	0	0
計	37	23	4	0	10	0	0	0

2 訂正請求および利用停止請求の処理状況

- (1) 訂正請求件数 0件
- (2) 利用停止請求件数 0件

3 審査請求および実施機関による裁決の処理状況

- (1) 審査請求件数 0件
- (2) 実施機関による裁決の件数 0件

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、令和2年5月21日付け秋田市指令第3666号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和2年6月19日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
秋田県由利本荘市鳥海町百宅字館ノ下3番地
佐藤 正 明
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市仁井田字大野509番および511番

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、令和2年5月22日付け秋田市指令第3694号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和2年6月23日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第3地割426番地
株式会社葉王堂
代表取締役 西 郷 辰 弘
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市泉三嶽根119番1、119番2、119番3、119番4、119番5、120番1、120番2、120番3、120番4、120番5、206番、221番、222番、223番、224番、354番、355番、356番および357番

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、令和2年3月23日付け秋田市指令第2531号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づ

き、公告する。

令和2年6月23日

秋田市長 穂 積 志

1 開発許可を受けた者の住所および氏名

秋田市四ツ小屋字下川原139番地4

佐藤 将 太

秋田市四ツ小屋字下川原139番地4

佐藤 あゆみ

2 開発区域に含まれる地域の名称

秋田市四ツ小屋字下川原139番4 および140番1

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、令和2年3月16日付け秋田市指令第1797号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和2年6月24日

秋田市長 穂 積 志

1 開発許可を受けた者の住所および氏名

秋田市御所野堤台二丁目6番地105

株式会社アクネス不動産

代表取締役 下 間 俊 悦

2 開発区域に含まれる地域の名称

秋田市御所野堤台二丁目6番2

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（令和2年度第3号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和2年6月25日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧に供する書類

農用地利用集積計画書

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

3 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

秋田市公告

秋田市が設置している自転車等駐車場内に長期間放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、次のとおり公告する。

令和2年6月25日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数（60台）

追分駅前自転車等駐車場 7台

土崎図書館前自転車等駐車場 9台

土崎駅前自転車等駐車場 10台

土崎駅東西歩道橋下自転車等駐車場 2台

新屋駅前自転車等駐車場 18台

牛島駅西自転車等駐車場 2台

牛島駅東自転車等駐車場 1台

四ツ小屋駅自転車等駐車場 2台

四ツ小屋駅東自転車等駐車場 3台

下浜駅前自転車等駐車場 1台

秋田駅東自転車等駐車場 5台

(2) 撤去し、保管した年月日

令和2年6月23日

(3) 防犯登録番号等

別紙（省略）のとおり

(4) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前9時から午後5時まで

イ 場所 秋田市が指定する各自転車等駐車場

(5) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和2年6月25日から同年12月25日まで（ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、長期放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 自転車等の処分

この公告に係る自転車等で、公告後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについては、本市で処分する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766

秋田市公告

都市公園の位置の表示を変更することから、秋田市都市公園条例（昭和39年秋田市条例第35号）第13条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年6月30日

秋田市長 穂 積 志

1 位置の表示を変更する都市公園

別紙（省略）のとおり

2 都市公園の区域

別図（省略）のとおり

秋田市公告

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項および第11条の2第12項の規定に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を別紙のとおり公告する。

令和2年6月30日

秋田市長 穂 積 志

(別紙)

国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧
(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

閲 覧 年月日	請求をした国又は地方 公共団体の機関の名称	請 求 事 由 の 概 要	閲 覧 に か か る 住 民 の 範 囲	
令和元年 6月10日	秋田市生活総務課	地縁団体認可申請書の区域世帯数および住民数を確認するため		飯島字葉師田1番地3から148番地18まで(58番地3、60番地1、63番地3、7および8、95番地1および2ならびに130番地2、4および6を除く。)ならびに飯島鼠田四丁目1番41号から45号までおよび49号
令和元年 11月19日 20日 21日 22日	防衛省自衛隊 秋田地方協力本部 秋田募集案内所	自衛官募集事務上必要なため	平成14年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた日本人の男女	秋田市全域
令和2年 3月6日	秋田市生活総務課	地縁団体認可申請書の区域世帯数および住民数を確認するため		新屋元町14番18号、19号および23号から29号まで、15番20号から38号までならびに23番36号から45号までならびに新屋栗田町14番4号から18号までおよび26号から28号まで、15番4号から26号まで、16番2号から15号まで、22番5号から23号まで、23番1号から29号まで、25番2号から29号まで、26番2号から31号まで、27番53号から64号まで、28番22号から42号まで、29番6号から13号までならびに30番1号から29号まで

個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧
(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

閲 覧 年月日	申 出 者 の 氏 名	利 用 目 的 の 概 要	閲 覧 に か か る 住 民 の 範 囲	
令和元年 5月14日	(一社)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	第2回男女のあり方と社会意識に関する調査	昭和14年6月1日から平成11年5月31日までに生まれた満20歳から79歳までの男女	港北新町4番から
令和元年 5月15日	(一社)中央調査社 会長 大室 真生	2019年6月全国放送サービス接触動向調査	平成24年12月末日までに生まれた7歳以上の日本人の男女	新屋南浜町
令和元年 5月16日	㈱日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	家計の金融行動に関する世論調査	平成11年5月31日までに生まれた20歳以上の男女	新屋町

令和元年 5月16日	㈱日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	6月全国個人視聴率調査	平成24年12月31日までに 生まれた7歳以上の男女	新屋朝日町および泉中央 一丁目
令和元年 5月22日	㈱インテージリサーチ 代表取締役社長 井上 孝志	2019年度旅行・観光消費動向 調査	全年齢の男女	港北新町および港北松野 町
令和元年 5月30日	(一社)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	消費動向調査	単身世帯の世帯主	手形字および手形田中
令和元年 6月4日	㈱毎日新聞社 代表取締役社長 丸山 昌宏	第73回読書世論調査	全年齢の男女	手形山西町
令和元年 6月5日	(一社)中央調査社 会長 大室 真生	社会と生活に関する意識調査	平成15年6月末日までに 生まれた16歳以上の日本 人の男女	仁井田本町
令和元年 6月5日	(一社)中央調査社 会長 大室 真生	国民生活に関する世論調査	平成13年5月末日までに 生まれた満18歳以上の日 本人の男女	仁井田字新中島
令和元年 6月6日	(一社)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	家計消費状況調査	平成15年4月1日以前に 生まれた16歳以上の男女	保戸野桜町および広面
令和元年 6月7日	㈱日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	第79回生活意識に関するアン ケート調査	平成11年7月31日までに 生まれた20歳以上の男女	山王七丁目、山王新町お よび山王中島町
令和元年 6月7日	㈱日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	子ども・青少年のスポーツラ イフに関する調査	平成9年4月2日から平 成27年4月1日までに生 まれた4歳から21歳まで の男女	榎山南中町および榎山登 町
令和元年 6月25日	(一社)中央調査社 会長 大室 真生	医療のかかり方・女性の健康 に関する世論調査	平成13年6月末日までに 生まれた満18歳以上の日 本人の男女	八橋イサノ
令和元年 6月25日	(一社)中央調査社 会長 大室 真生	第12回メディアに関する全国 世論調査	平成13年7月末日までに 生まれた満18歳以上の日 本人の男女	榎山城南新町
令和元年 6月28日	㈱日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	60代の雇用・生活調査	昭和24年6月2日から昭 和34年6月1日までに生 まれた60歳から69歳まで の男女	土崎港東二丁目から四丁 目までおよび土崎港中央 四丁目
令和元年 7月2日	(一社)中央調査社 会長 大室 真生	2019年新聞およびweb利用 に関する総合調査	平成16年8月末日までに 生まれた満15歳以上の日 本人の男女	土崎港北七丁目
令和元年 7月2日	(一社)中央調査社 会長 大室 真生	がん対策・たばこ対策に関す る世論調査	平成13年6月末日までに 生まれた満18歳以上の日 本人の男女	旭川新藤田東町
令和元年 7月23日	(一社)中央調査社 会長 大室 真生	環境問題に関する世論調査	平成13年7月末日までに 生まれた満18歳以上の日 本人の男女	広面字樋ノ沖

令和元年 7月24日	(一社)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	2019年度人権に関する意識調査	平成13年7月31日以前に 生まれた満18歳以上の日 本人の男女	千秋中島町5番から
令和元年 8月6日	(一社)中央調査社 会長 大室 真生	男女共同参画社会に関する世 論調査	平成13年8月末日までに 生まれた満18歳以上の日 本人の男女	牛島東六丁目7番から
令和元年 8月7日	(一社)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	第13回飲酒・喫煙・くすりの 使用についてのアンケート調 査	昭和29年9月1日から平 成16年8月31日までに生 まれた15歳から64歳まで の日本人の男女	川元開和町1番から
令和元年 8月20日	(一社)中央調査社 会長 大室 真生	職業と社会に関する国際比較 調査	平成13年12月末日までに 生まれた18歳以上の男女	桜ガ丘一丁目
令和元年 9月18日	(一社)中央調査社 会長 大室 真生	外交に関する世論調査	平成13年9月末日までに 生まれた満18歳以上の日 本人の男女	茨島四丁目
令和元年 9月25日	㈱インテージリサーチ 代表取締役社長 井上 孝志	健康に関するアンケート調査	昭和5年1月1日から平 成15年12月31日までに生 まれた16歳以上89歳以下 の男女	桜二丁目
令和元年 9月26日	㈱日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	第80回生活意識に関するアン ケート調査	平成11年10月31日までに 生まれた20歳以上の男女	横森五丁目および四ツ小 屋
令和元年 10月9日	(一社)中央調査社 会長 大室 真生	メディア利用動向調査	平成15年10月末日までに 生まれた16歳以上の日本 人の男女	仁井田目長田
令和元年 10月10日	(一社)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	ネット・ゲーム使用と生活習 慣に関する実態調査	昭和14年10月1日から平 成21年9月30日までに生 まれた満10歳以上80歳未 満の日本人の男女	下北手松崎字大巻26番地 から
令和元年 10月11日	㈱日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	職業と生活に関する調査	昭和30年1月1日から平 成6年12月31日までに生 まれた25歳から64歳まで の男女	将軍野東二丁目から三丁 目まで
令和元年 10月25日	(一社)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	令和元年度消費者意識基本調 査	平成16年10月31日以前に 生まれた15歳以上の日本 人の男女	千秋矢留町7番から
令和元年 10月29日	㈱日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	第4回くらしと生活設計に関 する調査	平成11年11月1日までに 生まれた20歳以上の男女	飯島西袋二丁目
令和元年 10月31日	(一社)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	家計消費状況調査	平成15年4月1日以前に 生まれた16歳以上の男女	千秋明徳町、千秋矢留町、 東通四丁目から五丁目ま で、広面、飯島松根西町 および飯島緑丘町
令和元年 11月6日	㈱インテージリサーチ 代表取締役社長 井上 孝志	令和2年度家庭部門のCO ² 排出実態統計調査	昭和5年4月2日から平 成12年4月1日までに生 まれた男女	飯島字天ノ袋および飯島 鼠田一丁目

令和元年 11月7日	㈱インテージリサーチ 代表取締役社長 井上 孝志	令和元年度市民の社会貢献に 関する実態調査	平成11年1月1日以前に 生まれた20歳以上の男女	楢山登町および楢山本町
令和元年 11月26日	(一社)中央調査社 会長 大室 真生	社会意識に関する世論調査	平成13年12月末日までに 生まれた満18歳以上の日 本人の男女	飯島穀丁
令和元年 12月4日	㈱日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	第81回生活意識に関するアン ケート調査	平成12年1月31日までに 生まれた20歳以上の男女	仁井田福島一丁目から二 丁目までおよび仁井田二 ツ屋一丁目
令和元年 12月4日	㈱日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	青少年のインターネット利用 環境実態調査	平成14年1月2日から令 和2年1月1日までに生 まれた0歳以上17歳以下 の男女	千秋北の丸、千秋中島町、 千秋矢留町、新屋表町お よび新屋扇町
令和元年 12月6日 11日	(一社)輿論科学協会 理事長 井田 潤治	通信利用動向調査	平成11年4月1日以前に 生まれた20歳以上の世帯 主	秋田市全域
令和元年 12月10日	(一社)中央調査社 会長 大室 真生	日本人とテレビ・2020調査	平成15年12月末日までに 生まれた16歳以上の日本 人の男女	川尻上野町
令和元年 12月12日	㈱山手情報処理センター 代表取締役 田中 秀夫	日本人の情報行動調査	13歳から79歳までの男女	広面字赤沼
令和2年 1月7日	(一社)中央調査社 会長 大室 真生	令和元年度国語に関する世論 調査	平成16年1月末日までに 生まれた満16歳以上の日 本人の男女	土崎港東
令和2年 1月15日	㈱RJCリサーチ 代表取締役 守住 邦明	少子高齢化社会における家族・ 出生・仕事に関する全国調査	18歳から49歳までの日本 人の男女	仁井田福島一丁目
令和2年 1月21日	(一社)中央調査社 会長 大室 真生	2020年3月東京オリンピック・ パラリンピックに関する調査	平成12年12月末日までに 生まれた20歳以上の日本 人の男女	仁井田二ツ屋
令和2年 1月28日	(一社)中央調査社 会長 大室 真生	健康情報についての全国調査	平成12年3月末日までに 生まれた満20歳以上の日 本人の男女	仁井田二ツ屋
令和2年 1月30日	㈱日経リサーチ 代表取締役社長 福本 敏彦	第2回OECD国際成人力調 査	昭和30年5月22日から平 成16年5月21日までに生 まれた16歳以上65歳以下 の男女	御野場新町一丁目および 仁井田目長田二丁目から 三丁目まで
令和2年 2月13日 14日	(一社)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	家計消費状況調査	平成15年4月1日以前に 生まれた16歳以上の男女	中通四丁目、六丁目から 七丁目まで、南通宮田、 牛島東一丁目、桜四丁目、 桜ガ丘三丁目から四丁目 まで、飯島長野中町およ び飯島長野上町
令和2年 2月18日	泉・緑の会 会長 瀬田川 栄一	梅の苗木贈呈のため	平成31年1月から令和元 年12月までに生まれた男 女	泉小学校学区

令和2年 2月20日	(一社)中央調査社 会長 大室 真生	人生100年時代における生活 設計に関する調査	昭和35年4月末日までに 生まれた満60歳以上の日 本人の男女	大住
---------------	--------------------------	----------------------------	---------------------------------------	----

秋田市公告

財政報告書の作成および公表に関する条例（平成7年秋田市条例第48号）第2条第1項の規定により財政報告書の公表を行うの

で、同条例第4条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和2年6月30日

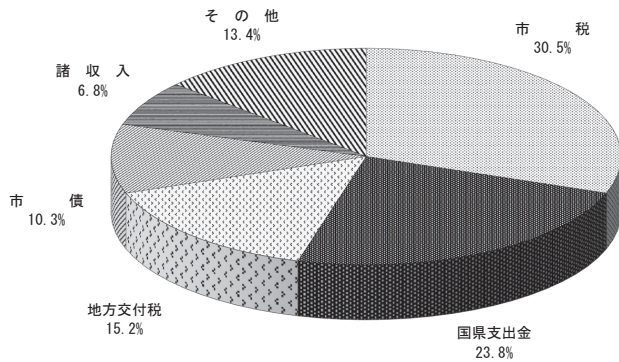
秋田市長 穂 積 志

I 令和2年度当初予算の状況

1 歳入・歳出予算の状況

(1) 一般会計

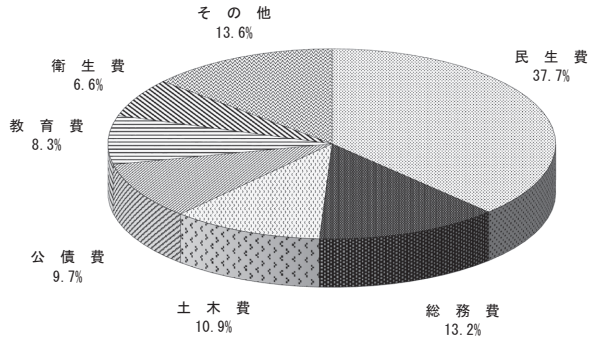
① 令和2年度当初予算（歳入）の状況



(単位：千円、%)

区 分	2 年度		元年度		比較増減 (A) - (B)	増減率
	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比		
市 税	42,556,233	30.5	43,418,576	32.3	△862,343	△2.0
地 方 譲 与 税	1,089,246	0.8	982,789	0.7	106,457	10.8
利 子 割 交 付 金	32,497	0.0	71,211	0.1	△38,714	△54.4
配 当 割 交 付 金	110,578	0.1	102,208	0.1	8,370	8.2
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	96,165	0.1	79,981	0.1	16,184	20.2
法 人 事 業 税 交 付 金	461,719	0.3	-	0.0	461,719	皆増
地 方 消 費 税 交 付 金	7,986,263	5.7	6,690,698	5.0	1,295,565	19.4
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	56,818	0.0	53,839	0.0	2,979	5.5
自 動 車 取 得 税 交 付 金	-	0.0	90,372	0.0	△90,372	皆減
環 境 性 能 割 交 付 金	65,846	0.1	44,861	0.0	20,985	46.8
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 助 成 交 付 金	3,739	0.0	4,154	0.0	△415	△10.0
地 方 特 例 交 付 金	316,457	0.2	483,660	0.4	△167,203	△34.6
地 方 交 付 税 〔うち 普通交付税〕 〔 特別交付税〕	21,217,000 〔19,717,000〕 〔 1,500,000〕	15.2	20,008,000 〔18,508,000〕 〔 1,500,000〕	14.9	1,209,000	6.0
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	68,500	0.1	68,500	0.1	0	0.0
分 担 金 及 び 負 担 金	660,413	0.5	843,270	0.6	△182,857	△21.7
使 用 料 及 び 手 数 料	2,398,027	1.7	2,405,808	1.8	△7,781	△0.3
国 庫 支 出 金	23,075,255	16.5	21,984,153	16.3	1,091,102	5.0
県 支 出 金	10,226,808	7.3	9,215,195	6.9	1,011,613	11.0
財 産 収 入	217,176	0.1	198,459	0.1	18,717	9.4
寄 附 金	265,559	0.2	201,553	0.1	64,006	31.8
繰 入 金	4,177,804	3.0	4,957,586	3.7	△779,782	△15.7
繰 越 金	700,000	0.5	700,000	0.5	0	0.0
諸 収 入	9,483,997	6.8	8,893,527	6.6	590,470	6.6
市 債	14,333,900	10.3	13,001,600	9.7	1,332,300	10.2
合 計	139,600,000	100.0	134,500,000	100.0	5,100,000	3.8

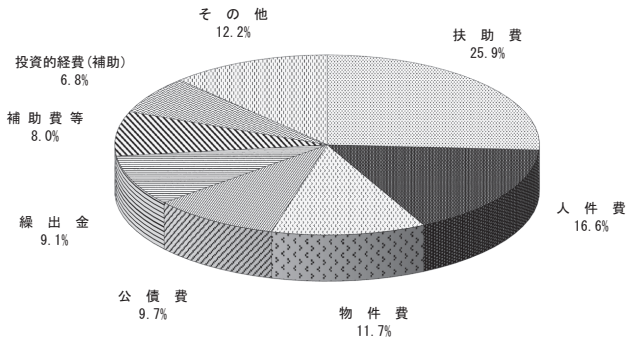
② 令和2年度当初予算（歳出）の状況（目的別）



(単位：千円、%)

区 分	2年度		元年度		比較増減 (A)-(B)	増減率
	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比		
議 会 費	685,541	0.5	692,376	0.5	△6,835	△1.0
総 務 費	18,404,576	13.2	17,727,888	13.2	676,688	3.8
民 生 費	52,668,117	37.7	50,844,121	37.8	1,823,996	3.6
衛 生 費	9,150,743	6.6	9,317,905	6.9	△167,162	△1.8
労 働 費	617,233	0.4	652,448	0.5	△35,215	△5.4
農 林 水 産 業 費	3,318,773	2.4	2,914,237	2.2	404,536	13.9
商 工 費	8,730,919	6.3	8,934,971	6.6	△204,052	△2.3
土 木 費	15,291,719	10.9	13,896,246	10.3	1,395,473	10.0
消 防 費	3,951,553	2.8	4,149,998	3.1	△198,445	△4.8
教 育 費	11,652,651	8.3	11,132,398	8.3	520,253	4.7
災 害 復 旧 費	1,497,765	1.1	246,838	0.2	1,250,927	506.8
公 債 費	13,530,409	9.7	13,890,573	10.3	△360,164	△2.6
諸 支 出 金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
予 備 費	100,000	0.1	100,000	0.1	0	0.0
合 計	139,600,000	100.0	134,500,000	100.0	5,100,000	3.8

③ 令和2年度当初予算（歳出）の状況（性質別）



(単位：千円、%)

区 分	2年度		元年度		比較増減 (A)-(B)	増減率
	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比		
人 件 費	23,260,031	16.6	22,172,373	16.5	1,087,658	4.9
物 件 費	16,316,006	11.7	16,505,633	12.3	△189,627	△1.1
維 持 補 修 費	1,882,664	1.4	1,955,905	1.5	△73,241	△3.7
扶 助 費	36,135,518	25.9	34,877,999	25.9	1,257,519	3.6
補 助 費 等	11,215,723	8.0	11,741,297	8.7	△525,574	△4.5
消 費 的 経 費 計	88,809,942	63.6	87,253,207	64.9	1,556,735	1.8
補 助 事 業	9,568,572	6.8	8,114,620	6.0	1,453,952	17.9
単 独 事 業	4,874,495	3.5	3,476,032	2.6	1,398,463	40.2
県 営 事 業 負 担 金	251,058	0.2	314,540	0.2	△63,482	△20.2
災 害 復 旧 事 業	1,497,765	1.1	246,838	0.2	1,250,927	506.8

投資的経費計	16,191,890	11.6	12,152,030	9.0	4,039,860	33.2
公債費	13,530,409	9.7	13,890,573	10.3	△360,164	△2.6
積立金	236,501	0.2	236,976	0.2	△475	△0.2
投資及び出資金	1,110,411	0.8	1,109,436	0.8	975	0.1
貸付金	6,955,295	5.0	7,057,595	5.3	△102,300	△1.4
繰出金	12,765,552	9.1	12,800,183	9.5	△34,631	△0.3
合計	139,600,000	100.0	134,500,000	100.0	5,100,000	3.8

(2) 特別会計

(単位：千円、%)

区 分	2年度 当初予算(A)	元年度 当初予算(B)	比較増減 (A)-(B)	増減率
土地区画整理会計	1,306,536	1,495,293	△188,757	△12.6
市有林会計	208,031	207,489	542	0.3
市営墓地会計	73,111	61,565	11,546	18.8
中央卸売市場会計	65,023	69,288	△4,265	△6.2
公設地方卸売市場会計	468,121	443,789	24,332	5.5
大森山動物園会計	782,152	698,036	84,116	12.1
廃棄物発電会計	322,683	298,630	24,053	8.1
病院事業債管理会計	2,495,863	1,188,642	1,307,221	110.0
学校給食費会計	1,373,174	1,349,761	23,413	1.7
国民健康保険事業会計	31,261,117	30,374,793	886,324	2.9
母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	40,165	51,566	△11,401	△22.1
介護保険事業会計	30,624,917	30,089,214	535,703	1.8
後期高齢者医療事業会計	3,725,952	3,331,532	394,420	11.8
合計	72,746,845	69,659,598	3,087,247	4.4

2 住民負担の状況

令和2年度当初予算における住民負担の状況

(単位：円、%)

区 分	2 年 度 (A)		元 年 度 (B)		比較増減 (A)-(B)
	一人当たり 負担額	構成比	一人当たり 負担額	構成比	
市 民 税	61,783	44.4	64,072	45.5	△2,289
個 人	49,775	35.8	50,014	35.5	△239
法 人	12,008	8.6	14,058	10.0	△2,050
固 定 資 産 税	63,038	45.4	62,898	44.6	140
固 定 資 産 税	62,365	44.9	62,200	44.1	165
国 有 資 産 等 所 在 市 交 付 金	673	0.5	698	0.5	△25
軽 自 動 車 税	2,726	2.0	2,424	1.7	302
環 境 性 能 割	249	0.2	-	-	皆増
種 別 割	2,477	1.8	-	-	皆増
市 た ば こ 税	6,302	4.5	6,505	4.6	△203
鉦 産 税	24	0.0	23	0.0	1
入 湯 税	108	0.1	104	0.1	4
事 業 所 税	4,971	3.6	4,869	3.5	102
合 計	138,952	100.0	140,895	100.0	△1,943

3 公営事業の概況

令和2年度秋田市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度秋田市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	149,034戸
(2) 年 間 総 配 水 量	34,916,926m ³
(3) 一 日 平 均 配 水 量	95,663m ³
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
(イ) 配水管整備工事	
配 水 管 布 設	1,550m
配 水 管 布 設 替	22,070m

配水幹線整備	1,470m
(ロ) 施設改良工事	
豊岩浄水場監視カメラシステム更新	一式
ポンプ場設備更新	一式
仁井田浄水場更新事業者選定支援業務	一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	7,689,809千円
第1項 営業収益	7,004,511千円
第2項 営業外収益	685,296千円
第3項 特別利益	2千円

支 出

第1款 水道事業費用	7,178,370千円
第1項 営業費用	6,681,769千円
第2項 営業外費用	491,701千円
第3項 特別損失	3,100千円
第4項 予備費	1,800千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める
(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,775,487千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額193,040千円、減債積立金267,090千円及び過年度分損益勘定留保資金2,315,357千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	1,608,723千円
第1項 企業債	1,044,500千円
第2項 出資金	94,409千円
第3項 補助金	130,300千円
第4項 固定資産売却代金	1千円
第5項 負担金及び寄附金	339,513千円

支 出

第1款 資本的支出	4,384,210千円
第1項 建設改良費	2,878,278千円
第2項 企業債償還金	1,505,932千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款 項 事業名	総 額	年 度	年 割 額			
1資本的支出	1建設改良費	仁井田浄水場更新事業者選定支援業務委託経費	26,000千円	令和2年度から令和3年度まで	12,000千円	14,000千円

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
老朽給水管解消に係る資金融資あっせん利子補給	令和2年度から7年度まで	15千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良費
限 度 額	1,044,500千円

起債の方法 証書借入
利 率 5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

償還の方法 政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 1,118,848千円

(2) 交 際 費 50千円

(他会計からの補助金)

第11条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、23,140千円である。

(利益剰余金の処分)

第12条 当年度未処分利益剰余金のうち303,897千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減 債 積 立 金 151,897千円

(2) 建 設 改 良 積 立 金 152,000千円

(たな卸資産購入限度額)

第13条 たな卸資産の購入限度額は、160,000千円と定める。

令和2年度秋田市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度秋田市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排 水 戸 数	122,847戸
(2) 年 間 総 処 理 水 量	38,496,640m ³
(3) 一 日 平 均 処 理 水 量	105,470m ³
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	

(イ) 管渠建設工事

管 渠 布 設 4,740m

管 渠 改 築 等 6,480m

マンホールポンプ施設更新 2施設

(ロ) ポンプ場建設工事

山崎雨水排水路ポンプ施設整備 一式

土崎汚水中継ポンプ場耐震補強 一式

(ハ) 処理場建設工事

八橋下水道終末処理場施設整備 一式

(ニ) 特定環境保全公共下水道工事

管 渠 布 設 4,471m

マンホールポンプ施設更新 2施設

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	下水道事業収益	11,002,070千円
第1項	営業収益	7,468,166千円
第2項	営業外収益	3,533,902千円
第3項	特別利益	2千円
支 出		
第1款	下水道事業費用	10,561,045千円
第1項	営業費用	9,525,865千円
第2項	営業外費用	1,031,129千円
第3項	特別損失	1,501千円
第4項	予備費	2,550千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める
(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,404,730千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額175,055千円、減債積立金971,648千円、過年度分損益勘定留保資金1,496,812千円及び当年度分損益勘定留保資金1,761,215千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	資本的収入	5,121,242千円
第1項	企業債	2,958,900千円
第2項	出資金	877,528千円
第3項	補助金	1,138,100千円
第4項	負担金	146,713千円
第5項	固定資産売却代金	1千円
支 出		
第1款	資本的支出	9,525,972千円
第1項	建設改良費	3,932,790千円
第2項	企業債償還金	5,593,182千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1	下水道	1営業旧御野場	340,000	令和	190,000
		事業費用浄化セン	千円	2年度	千円
		費用ター解体工	令和	150,000	
		事	3年度	千円	

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期 間	限 度 額
水洗便所改造	令和2年度から	695千円
資金利子補給	8年度まで	
水洗便所改造	令和2年度から	1,750千円
資金損失補償	8年度まで	

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良費及び企業債償還金
限 度 額	2,958,900千円
起債の方法	証書借入
利 率	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
償還の方法	政府資金の場合はその融資条件による。銀

行その他の場合は債権者と協議して定める。
ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款下水道事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 587,983千円

(他会計からの補助金)

第11条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,341,889千円である。

(利益剰余金の処分)

第12条 当年度未処分利益剰余金のうち265,970千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減 債 積 立 金 265,970千円

令和2年度秋田市農業集落排水事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度秋田市農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(農業集落排水)(個別排水処理) (計)

(1)	排 水 戸 数	2,836戸	233戸	3,069戸
(2)	年間総処理水量	911,068m ³	52,204m ³	963,272m ³
(3)	一日平均処理水量	2,496m ³	143m ³	2,639m ³
(4)	主要な建設改良事業			
(イ)	農業集落排水建設改良			
	雄和新波地区ほか施設改修工事			2箇所
	管渠移設等			583m
(ロ)	個別排水処理施設建設			
	浄化槽設置			2基

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	農業集落排水事業収益	747,190千円
第1項	営業収益	128,049千円
第2項	営業外収益	619,140千円
第3項	特別利益	1千円
第2款	個別排水処理事業収益	33,217千円
第1項	営業収益	8,497千円
第2項	営業外収益	24,718千円
第3項	特別利益	2千円
支 出		
第1款	農業集落排水事業費用	744,462千円
第1項	営業費用	689,961千円
第2項	営業外費用	53,951千円
第3項	特別損失	50千円

第4項 予 備 費	500千円
第2款 個別排水処理事業費用	33,925千円
第1項 営 業 費 用	31,987千円
第2項 営 業 外 費 用	1,836千円
第3項 特 別 損 失	2千円
第4項 予 備 費	100千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める
(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額228,253千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,788千円及び過年度分損益勘定留保資金223,465千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 農業集落排水事業資本的収入	202,328千円
第1項 企 業 債	12,800千円
第2項 出 資 金	128,745千円
第3項 補 助 金	8,000千円
第4項 負 担 金	51,000千円
第5項 基 金 繰 入 金	1,783千円
第2款 個別排水処理事業資本的収入	12,504千円
第1項 企 業 債	2,000千円
第2項 出 資 金	9,719千円
第3項 補 助 金	587千円
第4項 負 担 金	198千円

支 出

第1款 農業集落排水事業資本的支出	423,148千円
第1項 建 設 改 良 費	125,859千円
第2項 企 業 債 償 還 金	297,287千円
第3項 投 資	2千円
第2款 個別排水処理事業資本的支出	19,937千円
第1項 建 設 改 良 費	11,613千円
第2項 企 業 債 償 還 金	8,324千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所改造 資金利子補給 (農業集落排水)	令和2年度から 8年度まで	84千円
水洗便所改造 資金損失補償	令和2年度から 8年度まで	210千円

(農業集落排水)

水洗便所改造
資金利子補給 令和2年度から
8年度まで 28千円

(個別排水処理)

水洗便所改造
資金損失補償 令和2年度から
8年度まで 70千円

(個別排水処理)

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良費
限 度 額 14,800千円
起債の方法 証書借入
利 率 5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
償還の方法 政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款農業集落排水事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 34,739千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、401,787千円である。

1 収入および支出の概況

(1) 一般会計

① 歳入の状況

(令和2年3月31日現在) (単位：千円、%)

区 分	予算現額(A)	上期収入額(B)	下期収入額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収入率 (D)/(A)
市 税	43,599,450	23,323,253	18,191,361	41,514,614	95.2
地 方 譲 与 税	1,054,284	305,868	704,254	1,010,122	95.8
利 子 割 交 付 金	71,211	16,152	17,216	33,368	46.9
配 当 割 交 付 金	110,578	18,271	68,829	87,100	78.8
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	79,981	—	52,684	52,684	65.9
地 方 消 費 税 交 付 金	5,987,317	3,496,861	2,490,307	5,987,168	100.0

ゴルフ場利用税交付金	57,161	18,904	38,268	57,172	100.0
自動車取得税交付金	120,190	70,800	49,390	120,190	100.0
環境性能割交付金	44,861	—	16,326	16,326	36.4
国有提供施設等所在市助成交付金	4,154	—	3,739	3,739	90.0
地方特例交付金	540,035	294,025	274,901	568,926	105.3
地方交付税	20,700,952	14,210,710	6,370,949	20,581,659	99.4
交通安全対策特別交付金	68,500	30,510	28,648	59,158	86.4
分担金及び負担金	900,133	393,472	309,519	702,991	78.1
使用料及び手数料	2,403,516	1,093,624	1,007,369	2,100,993	87.4
国庫支出金	24,423,475	7,408,859	14,039,465	21,448,324	87.8
県支出金	9,702,981	1,687,873	3,876,216	5,564,089	57.3
財産収入	379,757	145,698	253,159	398,857	105.0
寄附金	215,398	41,536	160,974	202,510	94.0
繰入金	5,198,802	500,000	4,280,456	4,780,456	92.0
繰越金	2,217,609	2,217,609	—	2,217,609	100.0
諸収入	8,934,954	646,853	7,437,176	8,084,029	90.5
市債	18,403,400	—	6,054,100	6,054,100	32.9
合計	145,218,699	55,920,878	65,725,306	121,646,184	83.8

※前年度からの繰越分を含む。

② 歳出の状況

(令和2年3月31日現在) (単位:千円、%)

区 分	予算現額(A)	上期支出額(B)	下期支出額(C)	合計 (D)=(B)+(C)	支出率 (D)/(A)
議会費	689,729	383,472	297,563	681,035	98.7
総務費	18,987,441	5,933,200	7,060,803	12,994,003	68.4
民生費	51,385,481	18,770,493	25,611,173	44,381,666	86.4
衛生費	9,622,684	3,845,074	3,989,225	7,834,299	81.4
労働費	620,648	379,930	203,987	583,917	94.1
農林水産業費	3,550,135	1,260,078	1,297,620	2,557,698	72.0
商工費	9,504,884	7,777,453	962,327	8,739,780	92.0
土木費	17,582,335	5,267,996	6,268,301	11,536,297	65.6
消防費	4,194,091	1,581,204	2,093,292	3,674,496	87.6
教育費	14,166,578	4,414,594	5,537,307	9,951,901	70.2
災害復旧費	1,039,720	209,822	415,671	625,493	60.2
公債費	13,835,723	6,863,408	6,950,076	13,813,484	99.8
諸支出金	1	—	—	—	0.0
予備費	39,249	—	—	—	0.0
合計	145,218,699	56,686,724	60,687,345	117,374,069	80.8

※前年度からの繰越分を含む。

(2) 特別会計

① 歳入の状況

(令和2年3月31日現在) (単位:千円、%)

区 分	予算現額(A)	上期収入額(B)	下期収入額(C)	合計 (D)=(B)+(C)	収入率 (D)/(A)
土地区画整理会計	4,339,274	260,241	1,534,809	1,795,050	41.4
市有林会計	213,147	18,756	25,315	44,071	20.7
市営墓地会計	122,627	60,540	24,961	85,501	69.7
中央卸売市場会計	69,288	12,206	27,768	39,974	57.7
公設地方卸売市場会計	443,789	120,014	188,834	308,848	69.6
大森山動物園会計	700,736	100,621	240,434	341,055	48.7
廃棄物発電会計	443,458	270,406	151,503	421,909	95.1
病院事業債管理会計	1,970,442	312,198	1,306,402	1,618,600	82.1

学 校 給 食 費 会 計	1,349,761	341,268	587,378	928,646	68.8
国 民 健 康 保 険 事 業 会 計	31,092,586	12,925,335	16,483,360	29,408,695	94.6
母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 会 計	51,566	39,936	18,524	58,460	113.4
介 護 保 険 事 業 会 計	30,696,332	13,172,889	12,371,789	25,544,678	83.2
後 期 高 齢 者 医 療 事 業 会 計	3,589,490	1,270,996	2,312,819	3,583,815	99.8
合 計	75,082,496	28,905,406	35,273,896	64,179,302	85.5

※前年度からの繰越分を含む。

② 歳出の状況

(令和2年3月31日現在) (単位：千円、%)

区 分	予算現額(A)	上期支出額(B)	下期支出額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支出率 (D)/(A)
土 地 区 画 整 理 会 計	4,339,274	987,164	1,177,570	2,164,734	49.9
市 有 林 会 計	213,147	126,134	77,708	203,842	95.6
市 営 墓 地 会 計	122,627	41,352	24,636	65,988	53.8
中 央 卸 売 市 場 会 計	69,288	35,571	22,874	58,445	84.4
公 設 地 方 卸 売 市 場 会 計	443,789	214,893	174,652	389,545	87.8
大 森 山 動 物 園 会 計	700,736	235,438	260,587	496,025	70.8
廃 棄 物 発 電 会 計	443,458	150,454	42,683	193,137	43.6
病 院 事 業 債 管 理 会 計	1,970,442	312,199	1,306,401	1,618,600	82.1
学 校 給 食 費 会 計	1,349,761	668,237	670,470	1,338,707	99.2
国 民 健 康 保 険 事 業 会 計	31,092,586	11,498,250	17,142,090	28,640,340	92.1
母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 会 計	51,566	33,493	3,729	37,222	72.2
介 護 保 険 事 業 会 計	30,696,332	12,322,546	15,691,684	28,014,230	91.3
後 期 高 齢 者 医 療 事 業 会 計	3,589,490	1,180,956	2,280,987	3,461,943	96.4
合 計	75,082,496	27,806,687	38,876,071	66,682,758	88.8

※前年度からの繰越分を含む。

- 2 一時借入金の現在高(一般会計、特別会計)
令和2年3月31日現在、一時借入金の現在高 なし
- 3 財産の状況

(令和2年3月31日現在)

土地及び建物 (単位：㎡)

区 分	土 地			建 物		
	30年度末現在高	元年度中増減高	元年度末現在高	30年度末現在高	元年度中増減高	元年度末現在高
行 政 財 産	10,743,675.42	△ 21,803.38	10,721,872.04	1,077,704.93	6,075.74	1,083,780.67
普 通 財 産	32,170,661.39	△ 7,177.74	32,163,483.65	28,766.42	△ 7,192.77	21,573.65
合 計	42,914,336.81	△ 28,981.12	42,885,355.69	1,106,471.35	△ 1,117.03	1,105,354.32

山 林 (単位：㎡)

土地の権利区分	面 積			立 木 の 推 定 蓄 積 量		
	30年度末現在高	元年度中増減高	元年度末現在高	30年度末現在高	元年度中増減高	元年度末現在高
所 有	10,173,721.88	36.00	10,173,757.88	664,239.00	25,529.00	689,768.00
分 収	7,001,850.00	-	7,001,850.00	34,209.00	701.00	34,910.00
合 計	17,175,571.88	36.00	17,175,607.88	698,448.00	26,230.00	724,678.00

物 権 (単位：㎡)

区 分	30年度末現在高	元年度中増減高	元年度末現在高
地 上 権	79,975.28	-	79,975.28

無体財産権 (単位：件)

区 分	30年度末現在高	元年度中増減高	元年度末現在高
商 標 権	23	1	24

有価証券

(単位：千円)

区 分	30年度末現在高	元年度中増減高	元年度末現在高
株 券	394,574	—	394,574

出資による権利

(単位：千円)

区 分	30年度末現在高	元年度中増減高	元年度末現在高
出 資 証 券	8,318,168	50,010	8,368,178
出 捐 金 証 書	1,363,378	△ 280,607	1,082,771

4 地方債現在高の状況（見込）

(単位：千円)

会 計	30年度末現在高	元年度中増減額見込		元年度末現在高見込
		市債借入額	元金償還額	
一 般 会 計	136,324,696	11,387,600	13,073,756	134,638,540
市 有 林 会 計	1,425,173	—	72,034	1,353,139
中 央 卸 売 市 場 会 計	37,837	—	1,784	36,053
公 設 地 方 卸 売 市 場 会 計	576,605	27,300	70,746	533,159
大 森 山 動 物 園 会 計	144,487	14,300	46,472	112,315
病 院 事 業 債 管 理 会 計	1,988,307	994,200	610,714	2,371,793
合 計	140,497,105	12,423,400	13,875,506	139,044,999

5 公営事業の経理の概況

(1) 秋田市水道事業の経理の状況

① 予算の執行状況

ア 収益的収支

収 入

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期収入額 (B)	下期収入額 (C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収 入 率 (D)/(A)
水 道 事 業 収 益	7,625,926	3,422,883	4,238,463	7,661,346	100.5
営 業 収 益	6,976,119	3,384,272	3,617,991	7,002,263	100.4
営 業 外 収 益	649,805	38,611	620,472	659,083	101.4
特 別 利 益	2	—	—	—	0.0

支 出

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期支出額 (B)	下期支出額 (C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支 出 率 (D)/(A)
水 道 事 業 費 用	6,932,102	1,504,578	5,134,878	6,639,456	95.8
営 業 費 用	6,412,835	1,327,836	4,826,240	6,154,076	96.0
営 業 外 費 用	509,735	176,026	304,562	480,588	94.3
特 別 損 失	7,732	716	4,076	4,792	62.0
予 備 費	1,800	—	—	—	0.0

※前年度からの繰越分を含む。

イ 資本的収支

収 入

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期収入額 (B)	下期収入額 (C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収 入 率 (D)/(A)
資 本 的 収 入	1,561,064	262,409	1,215,639	1,478,048	94.7
企 業 債	1,025,700	—	971,000	971,000	94.7
出 資 金	119,976	117,346	—	117,346	97.8
補 助 金	99,000	14,000	85,720	99,720	100.7
固 定 資 産 売 却 代 金	60	60	—	60	100.0
負 担 金 及 び 寄 附 金	316,328	131,003	158,919	289,922	91.7

※前年度からの繰越分を含む。

支 出

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期支出額 (B)	下期支出額 (C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支 出 率 (D)÷(A)
資 本 的 支 出	4,413,905	1,275,530	2,816,580	4,092,110	92.7
建設改良費	2,960,033	557,304	2,080,982	2,638,286	89.1
企業債償還金	1,443,272	718,226	725,044	1,443,270	99.9
国庫補助金返還金	10,600	-	10,554	10,554	99.6

※前年度からの繰越分を含む。

② 秋田市水道事業会計試算表 (令和2年3月31日現在)

(単位：円)

借 方	勘 定 科 目	貸 方
	(固 定 資 産)	
60,008,830,076	有 形 固 定 資 産	
2,038,164,675	無 形 固 定 資 産	
4,800,000	投 資 そ の 他 資 産	
	(流 動 資 産)	
12,208,831,017	現 金 ・ 預 金	
928,790,782	未 収 金	
71,381,509	貯 蔵 品	
4,790,000	前 払 金	
	(固 定 負 債)	
	企 業 債	21,976,200,862
	長 期 リ ー ス 債 務 金	62,040,228
	引 当 金	2,166,721,705
	(流 動 負 債)	
	企 業 債	1,505,929,688
	短 期 リ ー ス 債 務 金	9,571,855
	未 払 金	1,270,021,243
	引 当 金	73,830,088
	預 り 金	190,770,708
	そ の 他 流 動 負 債	1,500,000
	(繰 延 収 益)	
	長 期 前 受 金	17,704,058,106
3,370,811,462	長 期 前 受 金 額	
	収 益 化 累 計	
	(資 本 金)	
	資 本 金	22,185,540,674
	(剰 余 金)	
	資 本 剰 余 金	7,675,792,126
	利 益 剰 余 金	2,996,896,739
	(水 道 事 業 収 益)	
	営 業 収 益	6,450,719,388
	営 業 外 収 益	656,392,757
	(水 道 事 業 費 用)	
5,938,230,334	営 業 費 用	
346,567,923	営 業 外 費 用	
4,788,389	特 別 損 失	
84,925,986,167	合 計	84,925,986,167

(2) 秋田市下水道事業の経理の状況

① 予算の執行状況

ア 収益的収支

収 入

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期収入額 (B)	下期収入額 (C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収 入 率 (D)÷(A)
下 水 道 事 業 収 益	10,779,083	6,209,191	4,593,130	10,802,321	100.2
営 業 収 益	7,461,765	4,927,217	2,567,969	7,495,186	100.4
営 業 外 収 益	3,309,039	1,281,830	2,012,193	3,294,023	99.5
特 別 利 益	8,279	144	12,968	13,112	158.4

支 出

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期支出額 (B)	下期支出額 (C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支 出 率 (D)÷(A)
下 水 道 事 業 費 用	9,570,933	1,306,476	8,086,732	9,393,208	98.1
営 業 費 用	8,518,518	824,072	7,525,235	8,349,307	98.0
営 業 外 費 用	1,043,595	482,110	561,483	1,043,593	99.9
特 別 損 失	6,270	294	14	308	4.9
予 備 費	2,550	-	-	-	0.0

イ 資本的収支

収 入

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期収入額 (B)	下期収入額 (C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収 入 率 (D)÷(A)
資 本 的 収 入	8,292,728	3,144,496	2,697,116	5,841,612	70.4
企 業 債	5,086,700	-	3,577,000	3,577,000	70.3
出 資 金	852,796	852,796	-	852,796	100.0
補 助 金	2,270,779	2,265,875	△ 923,956	1,341,919	59.1
負 担 金	74,590	25,655	44,072	69,727	93.5
固 定 資 産 売 却 代 金	7,863	170	-	170	2.2

※前年度からの繰越分を含む。

支 出

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期支出額 (B)	下期支出額 (C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支 出 率 (D)÷(A)
資 本 的 支 出	12,885,834	3,864,996	6,218,429	10,083,425	78.3
建 設 改 良 費	7,379,575	1,126,870	3,460,057	4,586,927	62.2
企 業 債 償 還 金	5,502,504	2,738,126	2,758,372	5,496,498	99.9
国 庫 補 助 金 返 還 金	3,755	-	-	-	0.0

※前年度からの繰越分を含む。

② 秋田市下水道事業会計試算表（令和2年3月31日現在）

(単位：円)

借 方	勘 定 科 目	貸 方
	(固 定 資 産)	
155,409,592,408	有 形 固 定 資 産	
9,283,288,959	無 形 固 定 資 産	
	(流 動 資 産)	
4,687,042,792	現 金 ・ 預 金	
606,896,653	未 収 金	
394,124,000	前 払 金	
100,000	そ の 他 流 動 資 産	
	(固 定 負 債)	
	企 業 債	60,984,651,391

	引 当 金	1,635,302,809
	(流 動 負 債)	
	企 業 債 金	5,593,180,628
	未 払 金	997,789,591
	引 当 金	41,616,511
	そ の 他 流 動 負 債	2,267,448
	(繰 延 収 益)	
	長 期 前 受 金	67,679,331,996
11,685,058,507	長 期 前 受 金 額	
	(資 本 金)	
	資 本 金	38,235,394,442
	(剰 余 金)	
	資 本 剰 余 金	4,701,078,804
	利 益 剰 余 金	1,018,309,699
	(下 水 道 事 業 収 益)	
	営 業 収 益	7,065,481,780
	営 業 外 収 益	3,293,921,504
	特 別 利 益	12,712,352
	(下 水 道 事 業 費 用)	
8,132,290,018	営 業 費 用	
1,062,342,465	営 業 外 費 用	
303,153	特 別 損 失	
191,261,038,955	合 計	191,261,038,955

(3) 秋田市農業集落排水事業の経理の状況

① 予算の執行状況

ア 収益的収支

収 入

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期収入額 (B)	下期収入額 (C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収 入 率 (D)÷(A)
農業集落排水事業収益	714,362	453,285	265,225	718,510	100.6
営業 収益	129,959	66,597	64,250	130,847	100.7
営業 外 収益	568,695	386,688	185,267	571,955	100.6
特 別 利益	15,708	—	15,708	15,708	100.0
個別排水処理事業収益	31,985	28,561	3,467	32,028	100.1
営 業 収益	8,505	4,318	4,232	8,550	100.5
営 業 外 収益	23,478	24,243	△ 765	23,478	100.0
特 別 利益	2	—	—	—	0.0

支 出

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期支出額 (B)	下期支出額 (C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支 出 率 (D)÷(A)
農業集落排水事業費用	711,812	98,740	594,192	692,932	97.3
営 業 費 用	652,917	69,563	566,553	636,116	97.4
営 業 外 費 用	58,345	29,177	27,639	56,816	97.4
特 別 損 失	50	—	—	—	0.0
予 備 費	500	—	—	—	0.0
個別排水処理事業費用	32,562	4,854	26,645	31,499	96.7
営 業 費 用	30,531	3,879	25,692	29,571	96.9
営 業 外 費 用	1,929	975	953	1,928	99.9
特 別 損 失	2	—	—	—	0.0
予 備 費	100	—	—	—	0.0

イ 資本の収支
収 入

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期収入額 (B)	下期収入額 (C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収 入 率 (D)/(A)
農業集落排水事業資本の収入	192,108	158,005	33,719	191,724	99.8
企 業 債	37,000	—	37,000	37,000	100.0
出 資 金	99,292	101,005	△ 1,713	99,292	100.0
補 助 金	48,040	57,000	△ 8,960	48,040	100.0
負 担 金	5,652	—	5,268	5,268	93.2
基 金 繰 入 金	2,124	—	2,124	2,124	100.0
個別排水処理事業資本の収入	14,489	11,049	△ 157	10,892	75.2
出 資 金	14,141	11,049	△ 268	10,781	76.2
負 担 金	348	—	111	111	31.9

支 出

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期支出額 (B)	下期支出額 (C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支 出 率 (D)/(A)
農業集落排水事業資本の支出	411,147	150,009	258,461	408,470	99.3
建 設 改 良 費	116,212	3,296	110,239	113,535	97.7
企 業 債 償 還 金	294,933	146,713	148,220	294,933	100.0
投 資	2	—	2	2	100.0
個別排水処理事業資本の支出	21,413	8,015	9,642	17,657	82.5
建 設 改 良 費	13,363	4,002	5,606	9,608	71.9
企 業 債 償 還 金	8,050	4,013	4,036	8,049	99.9

② 秋田市農業集落排水事業会計試算表 (令和2年3月31日現在)

(単位：円)

借 方	勘 定 科 目	貸 方
10,787,708,601	(固 定 資 産)	
4,176,000	有 形 固 定 資 産	
11,518,000	無 形 固 定 資 産	
	投 資 そ の 他 資 産	
605,272,318	(流 動 資 産)	
73,846,306	現 金 ・ 預 金	
	未 収 金	
	(固 定 負 債)	
	企 業 債 金	2,890,142,678
	引 当 金	41,418,147
	(流 動 負 債)	
	企 業 債 金	305,609,345
	未 払 金	35,462,331
	引 当 金	2,887,172
	そ の 他 流 動 負 債	379,030
	(繰 延 収 益)	
	長 期 前 受 金	6,452,049,216
1,553,126,686	長 期 前 受 金 額	
	収 益 化 累 計	
	(資 本 金)	
	資 本 金	3,044,117,585
	(剰 余 金)	
	資 本 剰 余 金	222,644,354
	利 益 剰 余 金	20,064,184
	(農 業 集 落 排 水 事 業 収 益)	
	営 業 収 益	120,515,899

	営 業 外 収 益	571,471,465
	特 別 利 益	15,707,588
	(農 業 集 落 排 水 事 業 費 用)	
620,654,787	営 業 費 用	
67,221,982	営 業 外 費 用	
	(個 別 排 水 処 理 事 業 収 益)	
	営 業 収 益	7,870,745
	営 業 外 収 益	23,478,663
	(個 別 排 水 処 理 事 業 費 用)	
28,366,230	営 業 費 用	
1,927,492	営 業 外 費 用	
13,753,818,402	合 計	13,753,818,402